

なごや子ども・子育て支援協議会 第4回総合計画策定部会

日時：令和6年5月14日（火）午前10時00分

場所：市役所西庁舎12階 12E会議室

1 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方（答申案）について

資料1	子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方（答申案）
資料2	施策体系の組み替えについて
資料3	次期子どもに関する総合計画策定にかかる検討資料
資料4	計画3部会における検討状況等
資料5	計画3部会での意見を反映させた答申案
参考1	次期子どもに関する総合計画骨子案
参考2	各種調査結果の概要



子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方

—答申—

なごや子ども・子育て支援協議会

令和6年 6月

目 次

はじめに	…1
I 計画策定の考え方	…3
1 策定の趣旨、計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 計画の基本的な視点	
(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点	
(2) 当事者参画の視点	
(3) 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点	
(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の 視点	
(5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視 点	
II めざす姿と成果指標	…6
1 めざすまちの姿	
2 めざす姿	
3 成果指標	
III 現状と課題	…7
IV 施策・事業	…8
1 施策	
(1) 子どもの権利を守り生かすことへの支援	
(2) 子どもの健康・いのちの支援	
(3) 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり	
(4) 多様な居場所と交流・体験の支援	
(5) 子ども中心の学びの支援	
(6) 子ども・若者の未来の応援	
(7) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	
(8) 経済的負担の軽減	
(9) 地域全体での子育て支援	
(10) ワーク・ライフ・バランスの支援	
(11) 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	
(12) 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	
(13) 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	
(14) 児童虐待等への対応	
(15) 社会的養育が必要な子どもへの支援	

- (16) ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
- (17) いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
- (18) 外国につながる子どもとその家庭への支援
- (19) 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困
対策の推進
- (20) 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

2 事業

3 進捗管理

V 子ども・子育て支援事業計画 …16

参考資料 …17

1 はじめに

3 なごや子ども・子育て支援協議会は、令和4年6月に「次期計画準備・調査部会」を、令和
4 5年2月に「総合計画策定部会」「子ども・若者計画部会」「子育て家庭計画部会」「教育・保
5 育計画部会」を設置し、次期「子どもに関する総合計画」の策定に向けた検討を重ねてきた。

6 令和6年2月、名古屋市長より協議会に対し、次期「子どもに関する総合計画」骨子案に
7 ついての諮問があったことから、計画への反映を期待する策定に向けた考え方などについ
8 て、なごや子ども・子育て支援協議会として名古屋市長に対して提言するものである。

9 名古屋市は、これまでも「なごや子どもの権利条例」に基づく「子どもに関する総合計画」
10 に従い、「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまち」（「なごや子どもの権
11 利条例」前文）をつくる取り組みを進めてきたところである。

12 なごや子ども・子育て支援協議会は、計画の進捗状況を毎年度把握し、その推進に関し、
13 意見を申し述べてきた。現行計画の計画期間における市の主な取り組みとして、高い保育
14 ニーズに対応した保育所等の整備を進めており、保育所等利用児童数は令和5年度はじ
15 めに約49,600人に達した。さらに、多様な教育・保育ニーズに対応するため、延長保育や
16 一時預かり事業の拡充、医療的ケア児保育支援の実施等、さまざまな教育・保育の取組を
17 推進してきたところである。

18 小学校就学後の子どもについては、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う、
19 放課後施策に対する利用ニーズの高まりを受け、子どもたちが豊かな放課後を過ごすこと
20 ができる環境と子育てをしながら働きやすい環境を整えていくため、放課後事業を推進し
21 てきた。

22 子どもの虐待防止については、「名古屋市児童を虐待から守る条例」の推進をはかるべ
23 く、より一層の取り組みがなされ、児童相談所の専門的職員を増員するなど体制強化をは
24 かるとともに、区役所への児童虐待対応支援員の増員や児童相談所兼務児童福祉司の配
25 置も進めてきている。また、虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機会の提供や、子どもと
26 の関わり方等に不安を抱える保護者への支援にも取り組んできた。

27 子ども・若者への支援については、子どもの最善の利益を確保するため、令和2年1月に
28 子どもの権利相談室「なごもっか」を開設し、子どもの権利の保障や普及啓発を推進してき
29 たほか、子ども・若者の積極的な社会参画の促進に向けて、令和4年5月に「子どもの社会
30 参画のよりどころとなる指針」を策定するとともに、ワークショップなどで子どもの考えを聞
31 く取り組みを進めている。また、家庭や学校等に居場所が見つからない子ども・若者が安
32 心して過ごせる居場所を提供するとともに、SNS や繁華街等における犯罪の未然防止を
33 はかる「子ども・若者の居場所づくりモデル事業」など、子ども・若者の新たな居場所づくり
34 にも取り組んでいる。

35 困難を有する子ども・若者への支援については、「若者・企業リンクサポート」の相談体制
36 を令和4年度から拡充し、就労困難な若者が本人の特性や能力に応じた働き方ができるよ
37 う、若者と企業の両方をサポートする取り組みを進めてきた。また、児童養護施設退所者等

1 が自立した生活を継続できるよう、経済的負担を軽減するとともに、退所施設との関わりを
2 継続するための支援を開始した。

3 子育て支援については、令和4年1月に子ども医療費の対象を入院・通院ともに高校生
4 世代まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康を守る取り組みを進め
5 てきた。また、名古屋市で生まれ育つ子どもと家庭に、子育てに必要な物品やサービスなど
6 をプレゼントすることで、子育てを応援するメッセージや子育て支援情報を届ける「ナゴヤ
7 わくわくプレゼント事業」や、妊婦が緊急時に使えるタクシー券を支給する取り組みを新た
8 に始めるなど、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境づくりを推進している。

9 現行計画の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰など、社会
10 状況の変化により、子ども・若者や子育て家庭も大きな影響を受けてきた。新型コロナウイ
11 ルス感染症の感染防止対策として人との接触が制限されたことなども背景に、学校での1
12 人1台端末の導入など、急速にオンライン化が進められた。子ども・若者や子育て家庭への
13 支援においても、SNS を活用した相談支援やオンラインでの学習サポートなどに取り組ん
14 できた。また、物価高騰の影響を受ける子ども食堂への食材配付や、保育所等給食の食材
15 費を支援するなどの緊急的な取り組みも行った。

16 このように、さまざまな施策・事業が実施されてきており、個々の施策領域では成果が生
17 まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家
18 庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっていとは言えないのが現状である。

19 こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願
20 い、この答申では、次期「子どもに関する総合的な計画」に反映することを期待する諸点を
21 まとめている。答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子どもの権利条例」の理
22 念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

23
24 令和6年 6 月 日

25 なごや子ども・子育て支援協議会 会長 平石賢二
26

1 次期「子どもに関する総合計画」(以下、「次期計画」という)の骨子案について、以下のよ
2 うに提案する。

3 4 I 計画策定の考え方

5 1 策定の趣旨、計画の位置づけ

6 なごや子どもの権利条例 20 条により策定を定められた、子どもに関する施策を総
7 合的かつ計画的に実施していくための計画としての位置づけが明確にされていること
8 から、骨子案における以下の位置づけは適当と考える。

9 なお、「こども大綱」を勘案し策定する計画であることから、子ども・若者育成支援推
10 進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけることも検討され
11 た。

- 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
- こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」として位置づける
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する

12 13 2 計画の期間

14 計画期間を令和7年度から令和11年度の 5 年間とすることは適当と考える。

15 16 3 計画の対象

17 「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とする
18 ことは適当と考える。

4 計画の基本的な視点

現行計画においては、令和元年答申を参酌し策定された「基本的な視点」を踏まえ、子ども・若者・子育て家庭支援のさまざまな施策に取り組んできた。次期計画においても、「基本的な視点」を持って計画を策定し、推進していくことを期待する。

(1)子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体である。なごや子どもの権利条例においては、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」が子どもにとって大切な権利として定められている。

あらゆる場面で、こうした子どもの権利が保障されるよう配慮するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの最善の利益を重視するという視点を何よりも優先して、すべての施策・事業を推進していくことが重要である。

(2)当事者参画の視点

令和5年4月に施行されたこども基本法では、子どもの意見表明や社会参画機会の確保が基本理念の一つとして定められていることも踏まえ、子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自立した大人へと成長していく。子どもが参加すること、子どもが考えや思いを表明する機会を与えられること、子どもの考えや思いが尊重されること、子どもが考えや思いを表明するために必要な支援を受けられることが、一人ひとりの発達段階に応じて保障されるようつとめられたい。

また、若者や子育て家庭についても、当事者である若者・保護者らの参画を促し、その意見を反映することにより、多様化するニーズを捉えた施策・事業の実施につなげていくことを重視すべきである。

(3)一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点

予測困難な社会情勢の変化の中で、子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行うことが望まれる。子どもの健やかな育ちのためには、その子ども・若者・子育て家庭の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなくライフステージを通して行われることが重要である。

また、さまざまな背景を持つ子どもが共生し、自分だけでなく他者も尊重し、一人ひとりの個性をお互いに認め合いながら育っていける環境を推進する必要がある。

1 (4)支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点

2 子ども・若者・子育て家庭が、それぞれ必要とする情報を得られるよう、情報提
3 供の時期や方法などを工夫されたい。特に、困難を有する子ども・若者・子育て家
4 庭は、自ら支援の場に出向くことができない場合があることに留意し、支援する側
5 がアウトリーチすることにより、実効性ある支援がなされることが必要である。

6 また、子ども・若者・子育て家庭にはそれぞれの経験があることを尊重し、誰も
7 が安心して過ごせる場所・時間・人との関係性などを持つことができるように支援
8 を充実させていくことが望まれる。

9 (5)民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

10 多様化・複雑化する問題に対応していくため、子ども・若者・子育て家庭を支援
11 する側の量的拡充をはかるとともに、質の向上を進めることが重要である。安定し
12 た支援を継続的に行えるよう、人材の安定的な配置や研修の充実等の必要な援
13 助により、支援者・団体の育成や支援に取り組むことが求められる。

14 民間団体は行政とともに、子ども・若者・子育て家庭の支援の一端を担う存在で
15 あり、行政と民間団体との連携・協働はより一層求められている。また、地域にお
16 ける見守りや助け合いが重視されていることから、子ども・若者・子育て家庭への
17 支援に多様な地域コミュニティが協働できるとともに、一方向的な支援の関係性だ
18 けではなく、相互に支援を循環させることのできるような仕組みづくりにつとめら
19 れたい。

20 さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関や組
21 織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークの強化をはかることが必要であ
22 る。

II めざす姿と成果指標

1 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」を柱とすることが望ましい。

2 めざす姿

現行計画において、計画の対象それぞれの 10、20 年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。

対 象	め ざ す 姿
子 ども	安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども
若 者	自らの居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者
子育て家庭	保護者が仕事と家庭生活のバランスを図りながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社 会	子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

3 成果指標

めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、骨子案の指標を用いることは適当と考える。現行計画における目標値に対する達成状況等を勘案しながら、次期計画の計画期間における目標値を適切に設定し、目標達成に向け、効果的に施策を推進していくことが望まれる。

Ⅲ 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

少子化や核家族化、新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、子どもの体験活動や交流の機会が減少傾向にあることから、その機会の重要性を改めて認識した上で、多様な体験・交流の場や機会を提供する取り組みが求められている。

不登校児童生徒数が増加傾向にあるが、その要因はさまざまに複雑に関わりあう場合が多い。子ども一人ひとりに向き合い、きめ細かな支援を充実させるとともに、すべての子どもの学ぶ権利を保障されるよう、ICT を活用した学習など多様な支援を進められたい。

若者の価値観が多様化する中で、物理的な場所だけでなく、時間や人との関係性の中で、安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりが求められている。

少子化の進行が深刻さを増す中で、それぞれの結婚や妊娠・出産、子育てに対する希望がかなっていない状況がある。若者が結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し希望を抱くことができるような取り組みを進めるとともに、家族を持つことや子どもを生み、育てることを希望する若者が、その希望を叶えられるよう支援することが求められている。若者の選択を尊重し、その選択を社会全体で応援するという意識を醸成していくことも必要である。

子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。自殺予防教育や、自殺リスクの早期発見、多様な手段を用いた相談体制の整備など、総合的に取り組んでいく必要がある。

子どもを育てる保護者の就労状況や就労形態の変化を踏まえ、男女ともに仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境の整備を一層進めていくことが必要である。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることがないように、当事者だけでなく子育て家庭を取り巻く社会全体の意識の醸成が求められている。

子育て家庭が経済的な不安を感じることがないように、子どもの育ちを支えるために必要な経済的支援の充実が必要である。また、家庭の経済的な状況によって、子どもの現在・将来の選択が狭められることのないよう、子どもが多様な経験をすることのできる場や機会の提供も含めた支援が求められる。

子育て家庭をめぐる環境が変化している中で、子育て家庭が孤立感を深めたり、悩みや困りごとを抱え込んだりすることのないよう、それぞれの家庭が必要とする支援や関わりを地域で適切に提供できる仕組みづくりが必要である。

子どもの健やかな育ちを社会全体で後押しするため、子ども・若者・子育て家庭を応援する機運の醸成とともに、社会全体で子どもを育てるという意識の醸成が求められている。

IV 施策・事業

1 施策

前述のめざす姿等を実現するために、次期計画の計画期間内に取り組むべき施策の体系と方向性について、次のように提案する。

(1)子どもの権利を守り生かすことへの支援

なごや子どもの権利条例(以下「子どもの権利条例」という。)の認知度について、平成 30 年度と比較すると、子ども、保護者のいずれにおいても上昇した。しかしながら、令和 5 年度調査で、内容を知っている子どもは 5.3%、保護者は 3.2%に留まっている。また、18 歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいても、認知度は平成 30 年度に比べ上昇しているものの、「知らない」という方が依然として 6 割を超えている。子どもの権利を保障するため、子どもの権利条例の趣旨が広く市民に周知され、共有されるようつとめられたい。

また、子どもの権利条例で定められている 4 つの権利が守られているかどうかについて、いずれの権利も子どもでは約11~17%が、保護者では約18~27%が守られてないと答えている。その中でも、「主体的に参加する権利」については、子どもの 15.2%、保護者の 26.7%が守られていないとしている。このため、子どもが考えや思いを表明する機会が与えられ、子どもが社会参画する取り組みを広範に定着させることが望まれる。例えば、まずは子どもが気軽に参加できる工夫や、子どもが考えを表明することも権利であることなどの啓発も必要である。

(2)子どもの健康・いのちの支援

引き続き子どもが安心して医療や健診を受けられる環境を整えていくとともに、新型コロナウイルス禍でのさまざまな行動制限やインターネット使用時間の増加により拍車がかかった子どもの運動不足を改善し、子どもたちの生きる力を育てるため、運動に親しむ子どもを増やす取り組みを進め、子どもの体力・運動能力の向上の推進をはかっていくことなども必要である。

また、子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあることは喫緊の課題である。誰も自殺に追い込まれることのないよう、悩みを抱えた際に SOS を出せるよう啓発するなど対策をより一層強化するとともに、部局の垣根を越えた総合的な自殺予防に取り組むことが求められる。

(3)安心・安全で快適に過ごせる環境づくり

すべての子どもが健やかに育つためには、事故や犯罪被害、災害から子どもの安全が守られなくてはならない。住まいや子どもが過ごす場所での安全対策を進めるとともに、子ども自身が発達に応じて安全教育的を受ける機会を与えられることが必要である。

また、子ども、妊産婦、子ども連れ等すべての方が安心して外出し、施設等を利

用できるようバリアフリーを推進するとともに、性別に関係なく子どもを連れて外出しやすいまちとなるよう施設等の整備を進めることが望まれる。

(4)多様な居場所と交流・体験の支援

居場所を持つことは、自己肯定感の形成などにも関わる要素であり、すべての子ども・若者が、場所や時間、人との関係性を含めて、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりが求められている。多くの子どもの居場所となっている児童館や子ども会等の既存の事業についても、子ども・若者のよりよい居場所となるよう取り組まれない。

少子化や家庭環境の多様化、新型コロナウイルス禍での行動制限などにより、子どもの体験・交流の機会が減少傾向にある。遊びや体験活動、異なる年齢の子どもや地域の大人との交流を通して、子どもたちは主体性や社会性を身につけていくことができる。子ども・若者がそれぞれの状況に応じて、多様な体験や交流ができるよう、地域資源も生かした機会や場の提供が望まれる。

保護者の就労状況の変化等により、放課後施策に対する市民ニーズは高まっている中で、放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、小学校年齢期の放課後の居場所の充実が喫緊の課題である。子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができるよう、質の確保にも十分留意しながら、放課後施策の拡充に取り組まれない。

(5)子ども中心の学びの支援

市立小・中学校での不登校児童生徒数が増加しているが、すべての子どもには学ぶ権利があり、学校に通えているかどうかに関わらず、子どもたち一人ひとりの状況に応じた学ぶ権利が保障されなければならない。多様な学びの場を確保するとともに、ICT の活用などにより学ぶ意欲を持ったときに学べる環境づくりを進める必要がある。

子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化など、学校を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の長時間勤務が常態化するなど、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。持続可能な学校運営とし、よりよい教育を子どもたちに提供していくためにも、教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築するとともに、教職員の働き方改革の推進が求められる。

(6)子ども・若者の未来の応援

子どもたちが自分らしく生きるためには、子ども・若者が今だけでなく、将来の見通しを持って夢や希望を持ち、その希望が叶えられるよう支えられることも重要である。子ども・若者が自分の適性等を理解した上で、進学や就職、結婚、妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントに係る選択を行うことができるよう、ライフステージに応じたキャリア形成やライフデザインの支援が望まれる。

また、働くことや家族を持つことには多様な価値観や考え方があることを大前提

として、子ども・若者がどのような選択をしても、その決定が尊重され社会全体で応援されるよう、社会機運を醸成していくことも求められる。

(7)安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

安心して子どもを生み、育てるためには、子どもが生まれてからだけではなく、妊娠前から妊娠期、出産、子育て期へと切れ目なく支援を行っていく必要がある。妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談支援につとめるとともに、これから親になる人への子育てにかかる情報提供を充実させることは、虐待防止の観点からも重要である。

支援にあたっては、保護者それぞれの状況に合った情報提供とともに、きめ細かくフォローできる伴走型の相談支援体制が求められている。相談窓口については、ワンストップで相談できることが望ましいが、それが難しい場合には、相談機関同士で役割分担と連携を行うことができる仕組みづくりが必要である。

さまざまな支援を通して、保護者が安心感を持って子どもを生み、育てることに向き合えるよう取り組まれない。

(8)経済的負担の軽減

子育てに経済的負担を感じたことのある保護者の割合は、平成30年度調査39.4%から令和5年度調査44.1%と4.7ポイント増加している。また、市の経済的な支援の充実に満足していない方が、特に就学前の子どもを持つ保護者で平成30年度調査24.6%から12.9ポイント増加し、37.5%となっている。

経済的支援においては、子ども医療費自己負担額の助成制度など評価できる取り組みもある。一方で、物価高騰や教育費負担の増加等により子育て家庭での経済的な負担感が増しているとともに、所得制限により助成・負担軽減制度を利用できない子育て家庭での不満が高まっていることが推察される。

経済的負担を理由とした子育て家庭の困難感を軽減するよう、引き続き経済的支援を必要とする家庭への助成や負担軽減に取り組むとともに、子育てにかかるさまざまな支援があるということを積極的に広報していくことも必要である。

(9)地域全体での子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、身近な人から子育てに関する支援を受けることが難しい状況にある。子育てすることへの悩み・不安を抱え込んでしまうことのないよう、子ども連れの保護者が出向きやすい身近な場所で支援が受けられる体制が必要である。あわせて、孤立感の解消がはかれるよう、他の子育て家庭と気軽に交流できるような工夫も検討されたい。

地域、団体、企業等にも子どもや子育て家庭への理解を促し、協調しながら支援に積極的に関わってもらえるよう、地域が子ども・子育てを温かく見守り、地域全体で子ども・子育てを支えていくという意識の醸成も必要である。

1 (10)ワーク・ライフ・バランスの支援

2 働いていた母親のうち出産前後(それぞれ1年以内)に仕事をやめた割合は平成
3 30年度調査55.3%から令和5年度調査36.4%と大幅に減少しており、出産後
4 も仕事を続ける女性が増えてきている。育児休業を取得した父親の割合(父母とも
5 に取得した場合を含む)は平成30年度調査2.5%から令和5年度調査12.9%と
6 増加している。男女ともに育児休業を取得しやすい環境とともに、子育てしながら就
7 労する人が柔軟に働くことのできる環境を整えていくことがより一層必要となってい
8 る。

9 一方で、教育を含む子育てを主に行っているのが母親である割合は平成30年
10 度調査78.9%から令和5年度調査69.4%と減少しているものの、依然として母
11 親に偏っている状況がある。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏
12 ることによる、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの不満が解消されるよう、子育
13 て家庭のみならず、地域や企業等を含めた社会全体の意識を醸成することも求め
14 られる。

15 (11)質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

16 少子化の進行に伴い、保育所等利用申込者数の伸びは鈍化傾向にあり、教育・
17 保育に係る市民ニーズは量の拡大から、これまで以上に質の向上へと移行している。
18 また、働き方の多様化による休日保育や延長保育の利用者の増加や、配慮が必要
19 な子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの期待はさらに高まっている。必要
20 な量を確保するとともに、利用する子どもが安心して過ごすことができるよう取り組
21 み、保護者にとって分かりやすく利用しやすい仕組みづくりが求められる。

22 名古屋市内の幼稚園や保育所等を利用するすべての子どもの育ちを支えるため
23 には、施設類型を問わず教育・保育の質が担保されるよう、教育・保育施設における
24 子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なガイドライン等を策定するとともに、ガイ
25 ドライン等を踏まえた評価・改善の仕組みづくりが望まれる。

26 質を担保する上で、教育・保育を担う人材の確保と一人ひとりの資質や専門性の
27 向上は必要不可欠である。すでに取り組まれている保育士確保対策をより一層進
28 めるとともに、よりよい働き方が実現できる仕組みづくりなど、離職防止につながる
29 取り組みも求められる。研修が日々の教育・保育に直接的につながられるよう地域
30 単位で実践的な研修を行うほか、オンライン研修など受講しやすい工夫を行うなど、
31 研修の充実をはかることも必要である。

32 幼児期の教育・保育と小学校教育との連携・接続を通して、めざすべき共通の資
33 質・能力が一貫して育まれることが重視されている。円滑な幼保小接続のためにど
34 のような取り組みが必要であるのか、部局で共同し検討されたい。

35 (12)社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

36 ニート、引きこもり、不登校など困難を有する子ども・若者の問題に対しては、「子

ども・若者総合相談センター」を核とした支援の充実がはかられているところであるが、深刻な相談が増加しており、1件ごとの対応に相当の時間を要しているとともに、支援員の負担も大きくなっている現状から、組織的に対応することができる体制づくりなど対策を講じていくことが必要である。

働くための能力を身につけても、本人の特性から就職に至らない若者や意に沿わない短期離職を繰り返す若者もいる。そういった若者が自身の特性を活かして働くことができるよう、一人ひとりの特性や状況に応じた就労支援や企業とのマッチングを丁寧に行うとともに、支援の有効性について企業をはじめとした社会の理解が促進されるよう周知に取り組むことが求められる。

(13)障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

市民に十分な情報を提供し、障害や発達に特性のある子どもについて正しい理解を促すとともに、障害や発達の特性の有無に関わらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所や学校等におけるインクルージョンを推進されたい。

発達障害への認知の高まりや子育て環境の変化などにより、子どもの発達について不安感を抱く保護者が増えている。まずは保護者の不安感を受け止め、育児不安の段階から支援をしていく必要がある。

子ども発達支援のニーズは高まっており、地域療育センターの体制を拡充するとともに、幼稚園・保育所や放課後児童クラブ等のバックアップを行うことなどにより、それぞれの子どもが置かれた環境やライフステージに応じて、子ども・子育て支援の一般施策と一体的に子ども発達支援が切れ目なくなされることが望まれる。

また、医療的ケアや専門的支援が必要な子どもが安心して地域での生活を送れるよう、適切な支援を提供するため、関係機関の連携体制の強化に取り組まれない。

(14)児童虐待等への対応

子どもの虐待相談は高い水準で推移している。不適切な養育につながる可能性のある家庭、子どもの SOS をできる限り早期に把握し対応するため、福祉・保健・教育分野を担当する部署の連携を強化するとともに、相談体制や専門性を充実させていくことが重要である。

未然防止の取り組みとして、これから親になる人も含めて、さまざまな場面で子育てを学ぶことができるよう、オンライン講座や動画配信など、子育て世代により身近な手段での情報や機会の提供を工夫されたい。

ヤングケアラーについては、子どもの権利の観点からも重大な問題があるが、子ども自身や家族に自覚がない場合もあり、周りの大人も気づきにくい。子どもや周囲の大人が気づくことができるよう、理解・認識を高めるための広報・啓発により一層取り組むとともに、ヤングケアラーが気軽に相談できる仕組みづくりが必要である。ケアを行う子どもを把握した場合には、子ども本人の気持ちにも配慮しながら、必要

な支援につなげることが求められる。

(15)社会的養育が必要な子どもへの支援

児童養護施設においては、被虐待や障害等の多様な困難を有する子どもを受け入れている状況があり、そうした子どもを受け止めることができるよう、施設職員の専門性の向上とともに、1人ひとりに合わせた対応が可能となる環境整備が望まれる。

社会的養育を必要とする子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭的な養育環境で育てられることが望まれていることから、里親やファミリーホームの充実が求められている。登録里親数の増加に伴い、里親に対する支援のニーズも高まっており、里親支援の体制強化が必要である。

また、社会的養育を受けていた子どもは、大学等進学率の格差などに表れるように、進学や就労、自立した生活を営む上で、さまざまな困難に直面している状況がある。自立に向けた支援を進めるとともに、進学・就職した後のフォローアップの充実につとめる必要がある。

(16)ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

令和5年度に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査によれば、母子世帯の母親の約 9 割が就労している一方で、就労形態としては非正規雇用の割合が高くなっている。母子世帯の平均年間世帯収入は317.9万円であり、平成30年度と同調査における母子世帯の世帯年収は319.3万円であったことを踏まえると、ひとり親家庭の経済的な厳しさは依然として深刻であると言える。ひとり親家庭の経済面での課題は、子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持っており、ひとり親家庭に対する経済的支援とともに、より収入が高く安定した就労を可能にする支援が必要とされている。

父子世帯では相談事業の充実のニーズが高まっており、父子世帯の父親が相談支援につながることなく孤立している状況が懸念される。ひとり親家庭に対して必要な支援が確実に行き渡るよう、わかりやすくきめ細やかな情報提供につとめるとともに、さらに積極的な相談支援に取り組まれない。

また、子どもにとっての不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保や安全な面会交流のため、離婚を考えている時期など早い段階からの相談支援や取り決めの促進について、引き続き周知につとめることが必要である。

(17)いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であり、未然防止に取り組むとともに、事態を深刻化させないために早期に発見し、組織的な対応を行うことが非常に重要である。

名古屋市の児童生徒 1,000 人あたりのいじめ認知件数は、平成 30 年度には

14.5 であったところ、令和 4 年度には 43.9 と大きく増加している。いじめの対応にはまずいじめを認知することが必要であり、さらに積極的に認知し早期対応するため、子ども一人ひとりとふれ合う時間が確保できるよう教員の多忙化解消に取り組みたい。加えて、なごや子ども応援委員会との連携が十分に機能するよう、活用方法の研修を教職員に対して実施することも必要である。

子どもへのスマートフォンの普及などに伴い、SNS 上の誹謗中傷など、いわゆる「ネットいじめ」も増えていることから、情報モラル教育の一層の充実も望まれる。

(18)外国につながる子どもとその家庭への支援

市の国際化が進む中、外国にルーツを持つ子どもや長期の外国生活を経て帰国した子どもなど、外国につながる子どもが増えている。外国につながる子どもは母語や文化の違いなどから、孤立しがちであったり、生活に適応しづらかったりする。外国につながる子どもが日本での生活に適応し、希望するキャリアを選択できるよう、言語的・文化的背景の違いに配慮しながら、日本語指導や生活・学習・就労の支援などを行うことが必要である。

外国につながる子どもの保護者の中には、日本語を理解できない人もおり、相談窓口や支援制度などの必要な情報が十分に伝わっていない場合や、子どもがやむを得ず通訳をしている場合もある。子どもが安心して生活できるよう、保護者に対して、子育て支援や教育制度、相談窓口等に関する情報を多様な言語・手段で提供することがより一層求められる。

(19)子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

調査結果によると、生活レベルが「やや苦しい」「かなり苦しい」と感じている子どもは自己肯定感が低い、大学進学希望が少ないなどの傾向が見られた。子どもの貧困は、心身の健康や進学機会、学習意欲等に影響を及ぼす深刻な問題である。子どもの健やかな育ちを保障するには、子育て家庭の経済的基盤を支えることが必要不可欠である。

子ども・若者がその環境にかかわらず、能力や可能性を伸ばして、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習や体験の機会を提供するとともに、多様な進路選択を可能とする支援も望まれる。

生活困窮状態にある保護者の安定的な経済基盤を確保するため、所得の増大や職業生活の安定、子育てと両立できる就労に向けた職業訓練と就職の支援も必要である。

貧困の連鎖を生じさせないために、将来にわたる子どもの貧困の解消に向け、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を充実していくことを期待する。

(20)子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合は、平成

30 年度調査31.5%から令和5年度調査26.7%と4.8ポイント減少している。また、18 歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいて、子どもを取り巻く環境に関心がある市民の割合は、平成30年度調査76.3%から令和5年度調査71.6%と4.7ポイント減少した。子どもや若者、子育て家庭が地域や企業などさまざまな場で萎縮してしまうような社会では、多様な支援制度をそろえても、気兼ねなく利用することが難しくなる。子どもや子育て家庭が社会の中で安心して過ごすことができるよう、子ども・若者・子育て家庭を社会全体で見守り、応援する機運の醸成が求められる。広報・啓発を充実させるとともに、公共の場において妊産婦や子どもを連れた家庭に配慮する案内や施設整備を実施するなど、市民生活の中で理解を促進する取り組みも工夫されたい。

子どもの権利条例がめざす「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」の実現に向け、名古屋市が子ども・若者・子育て家庭を応援していることが当事者だけでなくすべての市民に伝わるよう、メッセージを強く打ち出していくことも望まれる。

2 事業

施策の推進に資する事業を適切に実施されたい。

3 進捗管理

計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会に意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、総合計画等に反映させることができるよう、仕組みを工夫することも期待される。

Ⅴ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成することが必要である。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、調査結果を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」においても、その方向性を同じくすべきものであることから、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。

子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の趣旨を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うようつとめるとともに、発達段階に応じた子どもとの関わりを支援することが必要である。また、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることや人材を育て、いかしていくことも重要であると考えらる。

こうした点を踏まえ、名古屋市が定めた支援事業計画が確実に実施されるとともに、その評価・検証を行い、ニーズに的確に対応していくことが必要である。

注：特に記載のない名古屋市が実施した調査の結果については、「令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」を示す。

1 参考資料
2 1 検討経過

会議等	開催日	議題等
第1回子ども・子育て支援協議会	令和4年 6月13日	・次期子どもに関する総合計画策定に係る準備について
第1回次期計画準備・調査部会	8月30日	・次期計画準備・調査部会について ・わくわくプラン 2024 策定時からの新たな課題について
第2回次期計画準備・調査部会	10月19日	・次期計画における基本的な考え方(案)について ・子ども・若者・子育て家庭 意識・生活実態調査について ・次期計画に係る部会構成について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第3回次期計画準備・調査部会	令和5年 1月20日	・第2回部会の概要について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の設置について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月3日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第1回総合計画策定部会	4月28日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の役割について ・次期子どもに関する総合計画策定スケジュールについて ・次期子どもに関する総合計画策定の方向性について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について 【教育・保育計画部会のみ】 ・今後の保育施策のあり方検討について
第1回子ども・若者計画部会	5月22日	
第1回教育・保育計画部会	5月22日	
第1回子育て家庭計画部会	5月25日	
第2回教育・保育計画部会	7月14日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第1回子ども・子育て支援協議会	6月7日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の検討状況について

3
4
5
6

会議等	開催日	議題等
第3回教育・保育計画部会	9月7日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について
第2回子育て家庭計画部会	10月13日	・子育て支援団体からのヒアリング及び意見交換 ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第2回子ども・若者計画部会	10月20日	・子ども・若者支援団体からのヒアリング及び意見交換 ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第2回総合計画策定部会	10月24日	・計画3部会における検討状況等について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について
第4回教育・保育計画部会	12月11日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回子ども・若者計画部会	12月15日	・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回子育て家庭計画部会	12月19日	・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回総合計画策定部会	12月26日	・計画3部会における検討状況等について ・次期子どもに関する総合計画のめざす姿と成果指標について
第5回教育・保育計画部会	令和6年 1月29日	・子育て世帯からのヒアリング及び意見交換 ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月13日	・諮問 ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について
第4回子ども・若者計画部会	4月22日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について

会議等	開催日	議題等
第4回子育て家庭計画部会	4月25日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について
第6回教育・保育計画部会	4月26日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第4回総合計画策定部会	5月14日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について
第1回子ども・子育て支援協議会	6月10日	・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について

1

2 なごや子ども・子育て支援協議会 委員（令和4年6月13日～）

3 会 長 平石 賢二

4 副会長 門間 晶子

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
鈴木 潤子	名古屋市子ども会連合会				
浅野 香代子	(浅野委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
杉江 不二子	公募委員				
蛸沢 光	(蛸沢委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
大熊 宗麿	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会				
大橋 勝	名古屋人権擁護委員協議会				
小笠原 孝三	(小笠原委員 令和5年5月17日～ 委員交代)				
加藤 章一	名古屋市区政協力委員議長協議会				
門間 晶子	名古屋市立大学大学院看護学研究科	○		◎	
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				
木下 孝一	特定非営利活動法人 CAPNA (小久保委員 ～令和4年8月31日)			○	
小久保 裕美	(木下委員 令和4年9月1日～ 委員交代) (小久保委員 令和5年5月12日～ 委員交代)			○	
鬼頭 菊恵	名古屋市社会的養育施設協議会		○		
久世 康浩	愛知県経営者協会			○	
河野 莊子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	○		
古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会			○	

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授	○			◎
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
鈴木 敏	公益社団法人愛知県防犯協会連合会				
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会				
瀧川 紀子	(瀧川委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
田添 千裕	名古屋市立小中学校 PTA 協議会			○	
服部 忠夫	一般社団法人名古屋市医師会				
立松 康	(立松委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
近藤 明代	名古屋市地域女性団体連絡協議会				
谷口 ますみ	(谷口委員 令和4年9月1日～ 委員交代)				
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	◎		
西淵 茂男	名古屋市教育委員会				
中谷 素之	(中谷委員 令和4年9月1日～ 委員交代)				○
竹内 秀明	名古屋商工会議所				
加藤 学	(加藤委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
田中 利直	(田中委員 令和5年5月22日～ 委員交代)		○		
名畑 里奈	(名畑委員 令和6年4月12日～ 委員交代)		○		
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会				
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
蒔田 健吉	愛知県警察本部生活安全部少年課				
水野 真理子	公募委員			○	
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟				
村松 千里	(村松委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
山田 恭平	特定非営利活動法人こども NPO		○		
山谷 奈津子	愛知県弁護士会				○
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
竹内 賢一	名古屋市立高等学校 PTA 協議会		○		
渡辺 優子	(渡辺委員 令和5年5月12日～ 委員交代)		○		

1 なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員(令和4年6月13日～)

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
岩下 伸弥	厚生労働省愛知労働局職業安定課				
金武 和弘	なごや若者サポートステーション				
阿部 路代	名古屋市立小中学校長会				
笹口 真	(笹口委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
舟橋 寛	愛知県労働局就業促進課				
澤田 圭紀	(澤田委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
安藤 久美子	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会				
白井 元規	(白井委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
橋本 大輔	名古屋法務局人権擁護部 人権擁護専門官 (令和5年5月15日～)				
星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会				
加藤 裕司	名古屋市立高等学校長会				
水野 基行	(水野委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
加藤 義人	岐阜大学工学部 (令和5年4月24日～)				○
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会 (令和5年4月24日～)			○	
川瀬 正裕	金城学院大学人間科学部 (令和5年4月24日～)		○		
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部 (令和5年5月1日～)				○

2

3 部会欄について

4 ・部会の別

5 「総」次期計画準備・調査部会、総合計画策定部会

6 「子」子ども・若者計画部会

7 「家」子育て家庭計画部会

8 「教」教育・保育計画部会

9 ・所属委員

10 「◎」部会長 「○」部会員

施策体系の組み替えについて

太枠・網掛け

←

←-----

新設した施策
施策の組み替えや施策名変更(下線部)があったもの
現計画のまま、順番の入れ替えのみのもの

資料2

安全な環境づくりが、現計画では施策3(ソフト面)と施策10(ハード面)に分かれていたため、統合

居場所と交流・体験は密接な関係にあるため、現計画の施策3のうち「居場所」に係る部分と施策5を統合

少子化の進行を受け、キャリア支援や婚活支援など、子ども・若者の未来を応援する施策を新設

条例の理念「子どもの健やかな育ちを社会全体で支える」を実現するために社会機運を醸成する施策を新設

答申(案)での施策体系 (主な内容)	現計画2024 施策体系
1 子どもの権利を守り生かすことへの支援 (子どもの権利擁護、社会参画、人権)	1 子どもの権利を守り生かすことへの支援
2 子どもの健康・いのちの支援 (保健、医療、食育、自殺予防)	2 子どもの健康の支援
3 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり (物理的に安全な環境、住宅、事故防止)	3 居場所と安全の支援
4 多様な居場所と交流・体験の支援 (居場所、交流、遊び・体験)	4 学びの支援
5 子ども中心の学びの支援 (学校での学び(不登校児童の学びを含む))	5 多様な交流と体験の支援
6 <u>子ども・若者の未来の応援</u> (キャリア支援、結婚支援)	6 子ども・親総合支援
7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 (不妊、妊娠婦、産前産後のサポート)	7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
8 経済的負担の軽減 (子育て支援サービスの助成、負担軽減)	8 経済的負担の軽減
9 地域全体での子育て支援 (子育て支援拠点、のびのびサポート、ぴよか、一時預かり)	9 地域全体での子育て支援
10 多様なワーク・ライフ・バランスの支援 (職場環境整備、性別役割分担の意識変革)	10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり
11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供 (乳幼児期の教育・保育)	11 多様な働き方に対応できる環境整備の促進
12 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援 (ひきこもり、就労支援)	12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援 (療育、発達支援、医療的ケア)	13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
14 児童虐待等への対応 (虐待、DV、ヤングケアラー)	14 児童虐待等への対応
15 社会的養育が必要な子どもへの支援 (里親、児童養護施設)	15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
16 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援 (ひとり親家庭の支援)	16 いじめなどの未然防止とその家庭への支援
17 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応 (いじめ、体罰)	17 社会的養育が必要な子どもへの支援
18 外国につながる子どもとその家庭への支援 (外国につながる子どもの支援)	18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援
19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進 (貧困対策)	19 外国につながる子どもとその家庭への支援
20 <u>子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり</u> (社会機運の醸成)	20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

次期子どもに関する総合計画策定にかかる検討資料

答申における施策(案)

- 1 子どもの権利を守り生かすことへの支援
- 2 子どもの健康・いのちの支援
- 3 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり
- 4 多様な居場所と交流・体験の支援
- 5 子ども中心の学びの支援
- 6 子ども・若者の未来の応援
- 7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
- 8 経済的負担の軽減
- 9 地域全体での子育て支援
- 10 多様なワーク・ライフ・バランスの支援
- 11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 12 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
- 13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
- 14 児童虐待等への対応
- 15 社会的養育が必要な子どもへの支援
- 16 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
- 17 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
- 18 外国につながる子どもとその家庭への支援
- 19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
- 20 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	1	子どもの権利を守り生かすことへの支援
現行計画	1	子どもの権利を守り生かすことへの支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
		子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ なごや子どもの権利条例を知っていると答えた割合【実態調査】 大人 H30 : 29.0% ⇒ R5 : 47.1% (+18.1%) 子ども H30 : 24.5% ⇒ R5 : 34.2% (+9.7%) ○ 子どもにとって大切な権利が保障されていると答えた割合【実態調査】 大人 R5 : 77.0% 子ども R5 : 83.3% ○ なごや子どもの権利条例を知っていると答えた割合【市政アンケート】 知っている H30 : 3.7% ⇒ R5 : 6.7% (+3.0%) 聞いたことはあるが、内容はよく分からない 28.9%⇒28.4% (▲0.5%)		
部会等からのご意見		
○ 子どもの権利条例の認知度が低い。保育所や学校など、子どもの権利を守るべき場所で権利が守られていないのは、現場の方がわかっていないから。現場も余裕がないので、研修などを意図的に仕組み化しないと。学ぶ機会があることが必要。 ○ 子ども自身の権利行使のハードルの高さがある。支援者がどの程度理解しているか。こういう施策があるという情報提供のみに留まっていないか。広報啓発も必要だが、権利行使のハードルを下げることも重要。 ○ 子ども・若者の意見表明において、「意見」という言葉のハードルが高い。意図やどう捉えてほしいかを丁寧に説明するなど、「意見」という言葉の使い方に配慮が必要。 ○ 意見を言わなくてもいいから参加できるように支援が必要。参加するハードルを下げて、「言う、言わない」よりも「参加する、しない」を大事にできるように、社会の雰囲気の醸成も必要。		
課題		
○ 子どもが権利の主体として権利を行使するためには、子ども自身が「子どもの権利」について理解することが必要であるが、まだ理解や周知が十分ではなく、権利侵害があった場合でもどこに相談したらよいかかわからない。 ○ 子どもの権利を守るためには、大人が子どもにとっての最善の利益が何かを一緒に考えることも必要であるため、大人に対しても「子どもの権利」についての普及啓発が大切。 ○ 令和4年度市公式LINEアンケートで、「LGBTQの方が過ごしやすい社会だと思うか」という質問に対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の回答割合が合わせて85.6%あり、いまだ性的少数者の生きづらい社会となっている。 ○ 幼児児童生徒一人ひとりがその発達段階に応じ、人権の意義について理解し、自他の大切さを認めることができ、様々な場面で具体的な態度や行動として表すことができるように、人権尊重の視点に立った学校づくりの推進が必要。 ○ 教職員の資質向上を継続するために、主体的に学びを深めることができる教職員の人権教育研修を実施が必要。 ○ なごや子ども応援委員会ではさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して、総合的に支援することが必要。そのためにはSCやSSWなど専門職のさらなる資質向上や幼稚園から高等学校までの連携等の取組を進めていく必要がある。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	2	子どもの健康・いのちの支援
現行計画	2	子どもの健康の支援
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 安心して出産や子育てできる医療サービスの充実を期待する親の割合 H30：86.3% ⇒ R5：80.6% (▲5.7%) ○ 安心して出産や子育てできる医療サービスの充実に満足する親の割合 H30：38.6% ⇒ R5：37.6% (▲1.0%) ○ 子どもの病気や健康のことを不安に感じたことのある親の割合 H30：27.4% ⇒ R5：30.0% (+2.6%) ○ これまで自殺を真剣に考えたことがある若者の割合 H30：10.4% ⇒ R5：11.7% (+1.3%) ○ 運動をすることが好きな子どもの割合【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】 H30：小64.1% ⇒ R4：小60.2% (▲3.9%) 中54.2% 中51.5% (▲2.7%)		
部会等からのご意見		
○ 学齢期の子どもが病気の時に預けられる場所が、幼児期に比べて少ない。 ○ 出産前の不安をきくアンケートで「小さい子どもと接する機会がなかった」「子どもを生き物として好きでも嫌いでもなかった」という意見があり、出産後には子どもの世話や成長の見守りを通じて、「生んでよかった」という意見があったが、若者の子どもに対する感覚に驚いた。妊娠した時から自分が子どもに支配されているのだと認識して、出産・育児に向かわないと、思い通りにならないことで子育てを放棄してしまうことに繋がりがねないので、ライフスタイル全体に通じた施策が必要。育児は学童期までのように捉えがちだが、思春期から大人になる過程が家庭では問題になっているので、そこにもっとスポットを当ててほしい。		
課題		
○ 10歳から39歳までの各年代の死因の第1位は自殺であり、とりわけ令和4年においては児童生徒の自殺者数が過去最多となるなど、子ども・若者の自殺が全国的に問題となっている。 ○ 運動が好きな児童生徒の割合はまだ目標値には至っていない。これまでのコロナ禍で様々な行動が制限され、学習以外で映像や画像を見るスクリーンタイムが増え、運動不足に拍車がかかっている状況で、肥満である児童生徒の増加も見られるが名古屋だけでなく全国的な傾向である。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	3	安心・安全で快適に過ごせる環境づくり
現行計画	3	居場所と安全の支援
	10	子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 授乳やおむつ替えの場所など、子どもとともに外出がしやすいまちの整備に満足する未就学児を持つ親の割合 H30：28.0% ⇒ R5：27.7% (▲0.3%) ○ 住宅や遊び場・公園の整備など、子育てしやすいまちづくりに満足する親の割合 H30：20.0% ⇒ R5：24.9% (+4.9%) ○ 登下校時における子どもの安全対策の推進 交通安全教室実施率 97.4%(267学区中260学区)		
部会等からのご意見		
○ 家を出て、外をふらふら出歩く子どもが結構いる。声をかけられて犯罪に巻き込まれたり、万引きをしたりと、群れて非行に走る子どももいると思う。そういう子どもの危険への対策も盛り込むべきではないか。 ○ 児童虐待防止法は家庭内の虐待がメインだが、子どもの性被害は家庭内だけではなく、学校や保育所、地域で起きることもある。子どもへの性被害予防教育も記載する必要があるのではないか。 ○ 施策10がハード面、施策3はソフト面での支援かと思う。居場所支援は国でも大きなキーワード。できれば施策3と施策10の両方に読めるような形であるとより充実したものになるかと思う。 ○ 他都市部に比べて、ベビーカー、多目的トイレ、授乳室などの案内板が少ないので、増やした方がいい。 ○ オムツ替えスペースが女性トイレだけにあり、男性トイレにない施設がある。男性トイレにオムツ替えスペースがあるだけでも、それを見る人の意識が変わる気がする。		
課題		
○ 小学校年齢期の子どもたちの放課後の過ごし方については、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、様々な社会状況の変化がみられ、本市においても放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、放課後施策に対するニーズが高まっており、放課後の居場所の充実がより一層、求められている。 ○ 居場所が見つからない子ども・若者がSNSや繁華街等で知り合った大人に児童買春や薬物乱用など様々な犯罪に巻き込まれることを未然に防止するため、信頼できる大人に話せる環境を整えた居場所づくりが必要である。 ○ 交通ルールの定着が十分ではなく、飛び出し、ヘルメット未着用などの交通事故が起きている。 ○ 学校におけるより実践的な防災訓練をどのように普及するかさらなる検討が必要となっている。 ○ 子育て世帯の住まいの確保や住まいに関する経済的負担を軽減する必要がある。 ○ 子育てをされる方々の満足度が高まるよう、公園づくりに地域のニーズを十分に取り入れていくこと。 ○ 令和5年度に実施した利用実態調査において、市バス・地下鉄の利用について、「子連れでは利用しづらい」や「子連れでも安心して移動できるようにして欲しい」といった意見が寄せられている。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	4	多様な居場所と交流・体験の支援
現行計画	3	居場所と安全の支援
	5	多様な交流と体験の支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもが放課後に過ごす場所 「自分の家」 H30：86.8% ⇒ R5：92.1%（+5.3%） 「学校で行われるクラブ活動」 H30：51.8% ⇒ R5：35.9%（▲15.9%） ○ 子どもの休日の過ごし方 「家族と過ごす」 H30：67.1% ⇒ R5：71.2%（+4.1%） 「友だちと遊ぶ」 H30：42.4% ⇒ R5：38.9%（▲3.5%） ○ 自分のことが好きな子ども・若者の割合 子ども H30：74.6% ⇒ R5：75.6%（+1.0%） 若者 H30：72.9% ⇒ R5：69.5%（▲3.4%） ○ 色々なことに積極的に挑戦できる子ども・若者の割合 子ども H30：72.0% ⇒ R5：69.4%（▲2.6%） 若者 H30：62.9% ⇒ R5：60.3%（▲2.6%） ○ 今の生活に満足する子どもの割合 H30：87.4% ⇒ R5：83.7%（▲3.7%） ○ 子どもがほっとできる場所、自分らしくいられる場所（1番目） 「好きなことをして自由に過ごせる」 R5：30.3% 「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」 R5：27.1% ○ 居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所）がある若者の割合 R5：93.9% ○ お祭りなど、地域の行事へ参加したことがある子どもの割合 H30：55.9% ⇒ R5：60.3%（5.0%）		
部会等からのご意見		
○ 教育・保育に比べて、学童保育の住環境や質などがひとくりにされている。学童保育も子どもが年間多くの時間を過ごす場所なので、子どもの最善の利益追求のため考えていくべき。 ○ 学童期の放課後の居場所について、量を増やすのは当然として、質の確保も重要。スタッフの研修機会の確保や処遇などが課題。 ○ 支援事業計画の放課後児童健全育成事業の量の見込みが減っていく案になっている。国の手引きによる推計児童数や利用実績に基づいた見込みでは減ると思うが、子育て家庭の就業が増えていこうことを踏まえれば、放課後事業の利用は増えるのではないかと。学童保育の指導者の給料が全国トップレベルである影響で、（利用料が高く）名古屋市は学童の利用率が低い。そこを改善すれば、潜在的需要はあるはずなので、増やし ○ 子どもの年齢が大きくなると、居場所が減るように感じる。学校でも家でもない居場所が必要。地域の力を借りて、教育や福祉の垣根も越えて対応を。場所も大事だが、関わる人の専門性や人間性も大切。 ○ 「居場所」に関して、教室は子どもにとって、間違っただけというプレッシャーがあり、緊張する空間であるのが現状。 ○ トワイライトの事業ボランティアを経験したが、地域によって内容が全く違う。人材確保の観点からは、近隣の学区などにも展開できないか。 ○ トワイライトでの活動状況などを地域の区政協力委員などにも知ってもらい、地域と連携することが大事。 ○ 子ども会には保護者の負担が大きい。子ども会には入りたいが、保護者に役員が回ってくると脱退してしまう。保護者から役員を出さなくてもいいように、市がリーダーを派遣してくれるとよい。 ○ 自分が子どもの頃の子ども会は、子どもたちが話し合っていたり、大人がそれを用意してくれた。今は大人主体でやることになっている。子ども自身が子ども会を作っていくんだと思える魅力がないと、子どもも行きたいと思わないし、保護者も行かせなくていいになってしまう。		
課題		
○ 小学校年齢期の子どもたちの放課後の過ごし方については、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、様々な社会状況の変化がみられ、本市においても放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、放課後施策に対するニーズが高まっており、放課後の居場所の充実がより一層、求められている。 ○ 居場所が見つからない子ども・若者がSNSや繁華街等で知り合った大人に児童買春や薬物乱用など様々な犯罪に巻き込まれることを未然に防止するため、信頼できる大人に話せる環境を整えた居場所づくりが必要である。 ○ 子ども会については、活動を支える大人の減少等から、団体数及び会員数ともに減少傾向が続いており、新たな支え手の確保や子ども会独自の魅力の発信など、振興に向けた支援が必要。 ○ 児童館において中高生の居場所づくり事業を実施し、各館で週1～2回程度通常の開館時間外に中高生専用の時間を設けているが、児童館が18歳未満を対象とした施設ということが広く認知されておらず、中高生の利用が少ない。 ○ 放課後の子ども施策として、全児童を対象に、トワイライトスクール（一部の学校はトワイライトルーム）を実施しているが、運営の協力をしてもらっている地域ボランティアの高齢化や担い手不足が課題となっており、事業を継続していくためにも人材確保が必要。 ○ なごやエコキッズ実施園やエコスクール認定校及びトワイライトスクールへの環境サポーターの派遣について、利用園/校が一部にとどまっている（ただし、利用園/校に対しては年間複数回派遣実施の場合もある。）ため、利用促進が必要。 ○ 「『みんなで覚えよう応急手当』講習」は、種別により受講者が「小学4年生から小学6年生」または「中学生」となるので、限られた対象に効率的に事業を周知させることが困難。 ○ 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、将来にわたって、本市の子どもにとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会を、地域の活用も含めて確保することが重要。 ○ 年度替わりで退職する部活動指導者の割合は約3割を占め、安定的に長期間働くことが可能な固定の指導者の配置が必要であること、参加児童の興味関心や習熟度が多様であること等から、指導者の量的確保と質的向上が必要。 ○ 地域団体や民間事業者・大学等への学習プログラムの実施や講座委託の拡大、地域と学校の連携・協働を促進するための支援拡大。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	5	子ども中心の学びの支援
現行計画	4	学びの支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
		子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 勉強が理解できない子どもの割合 H30 : 16.0% ⇒ R5 : 14.4% (▲1.6%) ○ 勉強は将来役に立つと思う子どもの割合 H30 : 86.1% ⇒ R5 : 83.6% (▲2.5%) ○ 授業以外でインターネットを1日2時間以上利用する子どもの割合 H30 : 38.0% ⇒ R5 : 59.1% (+21.1%) ○ 勉強のことで困ったり、悩んだりしている子どもの割合 H30 : 38.5% ⇒ R5 : 41.2% (+2.7%) ○ 進学最終目標を大学までと考える子どもの割合 H30 : 50.7% ⇒ R5 : 35.6% (▲15.1%)		
部会等からのご意見		
○ 現施策5にインクルーシブ教育システムの構築の推進とあるが、施策4にも「インクルーシブ教育の構築」を取り入れて、今から少し準備を進めておくで混乱が少なく移行がスムーズなのではないか。 ○ インクルーシブ教育という言葉を入れるならば、同時に「個別最適化した学び」というワードもあわせて入れていった方がよい。 ○ 子どもの体験学習には地域連携が大切。キャリア教育を進める中で、地域や企業と連携できるようにしてほしい。 ○ 課題に国語力の問題が挙がっている。国語の力が足りないために、他の科目もできない子どももいる。本を読まない子どもが増えているとも感じる。どうしたら国語の力を伸ばせるかが課題。 ○ 水族館などの公的施設で、学校だと学校割引があるところが多いが、フリースクールやオルタナティブスクールだと人数が少ないため割引がなく、保護者の負担が大きい。 ○ 中学校の給食を再開してほしいという声をよく聞く。母親の就業率が上がる頃で負担が大きい。健康格差の是正という観点で、食の支援としても検討するといいい。 ○ 給食を通して食育を進めたり、健康格差を是正するのはわかるが、同時に予算（給食費）の問題や質の担保も検討してほしい。 ○ アンケートの自由記述で「学校の先生が大変そう」というコメントが多い。保護者からこうしたコメントが集まるというのは、かなり厳しい状況。インクルーシブ教育が進めば、教員の仕事も増えるかと思う。子どもを主体とした「学びの支援」とは別に、先生の支援についての施策を立ててもいいのではないか。 ○ 不登校児が増えており、全国で29万人。東京都教育委員会はメタバース空間に居場所づくりを始めている。市でも対策を盛り込むことを検討してほしい。		
課題		
○ 「デートDV」という言葉の認知度について、男女平等参画基本計画2025での目標値55%だが、令和元年度男女平等参画基礎調査では、認知度は43.9%であった。 ○ 中学校での35人学級の実施など、国の方針等を注視しつつ、慎重な判断が必要。 ○ 発達障害対応支援講師、日本語指導講師、不登校対応支援講師を含めて、全ての小・中・特別支援学校に一人の学習支援講師を配置すること。 ○ 「ナゴヤ学びのコンパス」の理念を名古屋市の全学校園で共通理解を図り、幼児期から青年期まで一貫して「子ども中心の学び」を推進するためには、実践校による具体的な実践事例を継続し、全市展開が重要。また、小中一貫教育など、各校種間において連携した学びを重視した教育活動を推進するため、学校における働き方改革を推進するとともに、研修プログラムも一層充実することも重要。 ○ 全国学力・学習状況調査によると、本市の小学校は国語が全国平均を下回っている。同調査の児童・生徒質問紙によると、「国語の勉強は好きか」「読書は好きか」という問いに「当てはまる」と答えている児童生徒は、全国平均を下回っている。学校図書館における図書の整備において、学校図書館図書標準を達成している小中学校は5割にも満たない。 ○ 1人1台端末だけでなく、活用するソフトウェアやネットワーク等についても、「Next GIGA」を見据えたものとしていく必要。高校の1人1台端末整備は国の財政措置の状況等を見据えながら、整備方法を検討。幼稚園の今後のICT環境は、整備内容等の検討が必要。 ○ 高等学校教育については、探究的な学び・協働的な学びへの変革が必要。推進校の指定など推進のきっかけを作り、ICT機器の充実・活用や教員の力量向上が必要。 ○ 各種教育活動の共有は、生徒のニーズや実施の効果を踏まえた仕組み作りと、施設設備の整備、教員研修の充実や支援員の配置などが必要。また、学校間連携による単位互換制度は、規則・実施要項作成や、教職員体制を含めた詳細な実施形態など、膨大な下準備と時間必要。 ○ 子ども一人一人が自分らしい生き方を発見し、実現するための力を育むキャリア教育推進の必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	6	子ども・若者の未来の応援
現行計画		
関連部会	○	子ども・若者計画部会
		子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 市合計特殊出生率 H29 : 1.42 ⇒ R4 : 1.25 ○ 将来、結婚したい若者の割合 H30 : 60.7% ⇒ R5 : 50.5% (▲10.2%) ○ 将来、子どもが欲しいとは思わない若者の割合 H30 : 16.1% ⇒ R5 : 20.3% (+4.2%) ○ 40歳くらいになったときの状態 (子ども) 「幸せになっている」 H30 : 65.1% ⇒ R5 : 61.9% (▲3.2%) 「子どもを育てている」 H30 : 53.8% ⇒ R5 : 45.6% (▲8.2%) ○ 5年後の自分のイメージ (若者) 「幸せな状態である」 H30 : 55.0% ⇒ R5 : 46.1% (▲8.9%) 「子どもを育てている」 H30 : 55.0% ⇒ R5 : 50.5% (▲4.5%)		
部会等からのご意見		
○ 子どもの体験学習には地域連携が大切。キャリア教育を進める中で、地域や企業と連携できるようにしてほしい。		
課題		
○ 子ども一人一人が自分らしい生き方を発見し、実現するための力を育むキャリア教育推進の必要。 ○ 若者の結婚や妊娠・出産の希望がかないにくい状況がある。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
現行計画	7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもの発育・発達のことを不安に感じたことのある親の割合 H30：23.8% ⇒ R5：29.9%（+6.1%） ○ 子どもの病気・健康のことを不安に感じたことのある親の割合 H30：27.4% ⇒ R5：30.0%（+2.6%） ○ 子育てに関する悩み・不安の相談相手・場所がない親の割合 R5：7.7% ○ 子育てについて相談できる機関やサービスの充実に期待する親の割合 H30：86.3% ⇒ R5：80.6%（▲5.7%） ○ 子育てについて相談できる機関やサービスの充実に満足する親の割合 H30：17.4% ⇒ R5：19.4%（+2.0%）		
部会等からのご意見		
○ 妊娠期からのパパママ教室で子どもの権利条例の普及啓発、一人で子育てをしているわけではないという意識を浸透させていくと、困った時に支援に繋がりがやすいのではないか。 ○ 小学校進学時の子どもの発育・発達に関する親の悩みは深い。子ども・親双方への対応は重点を置いて取り組んだほうがよい。 ○ 保健センターは幼児期の支援を行っているが、課題を抱えた子どもに特化すると親もストレスになる。一般向けの支援とのリンクが大事。 ○ 学齢期になると情報が届きにくくなって、支援が難しい。学校と福祉の連携の仕組みがいる。ネウボラのように切れ目のない支援が必要。 ○ ショートステイ事業は、身近なところなら使えるが、乳児院や児童養護施設はハードルが高いのではないか。身近な居場所になっているところでショートステイできるようになるとよい。 ○ 名古屋市の医療費助成はすごくいいので、ぜひ続けていけるといい。小さい子どもを育てるときの援助はたくさんあると思うが、それをいろんな人にちゃんと伝えることが大事。制度があっても知らない人も多いと思う。		
課題		
○ 家庭教育支援を必要としている家庭に届いていない。より効果的な方法で支援を届ける必要がある。 ○ 幼児の育ち応援ルームの利用者が増加しており、待機者が出ている。子育て相談に保護者が参加しやすいよう改善する必要がある。 ○ 子育てに対する不安感の解消や子育てへの希望につなげるとともに、将来的に親が子どもに不適切なかかわりをしてしまうことを抑止するため、子育て中の親やこれから親になる方に対して「子育てを学ぶ」機運を醸成するとともに、希望する方へ学べる機会を提供していく必要がある。 ○ 妊娠期も含め、子どもの成長にあわせた子育てや子育て支援についての情報提供が必要。 ○ 地域で安心して子育てができるよう身近な相談先の充実が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	8	経済的負担の軽減
現行計画	8	経済的負担の軽減
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 子育てに経済的負担を感じる親の割合 H30 : 39.4% ⇒ R5 : 44.1% (+4.7%) ○ 特に負担を感じる費用 「光熱水費」 H30 : 17.1% ⇒ R5 : 46.6% (+29.5%) 「食費」 H30 : 36.1% ⇒ R5 : 51.0% (+14.9%) ○ 医療費助成や子育てにかかる各種サービスの費用の軽減など、経済的な支援の充実に期待する親の割合 H30 : 91.3% ⇒ R5 : 87.9% (▲3.4%) ○ 医療費助成や子育てにかかる各種サービスの費用の軽減など、経済的な支援の充実に満足する親の割合 H30 : 37.7% ⇒ R5 : 33.5% (▲4.2%)		
部会等からのご意見		
○ 進学費用等も大事だが、日常生活レベルでの経済的支援への必要性は明らかであり、どういった形で届けるのか、国の施策も鑑みながら考えていく必要があるのではないか。 ○ 名古屋市の医療費助成はすごくいいので、ぜひ続けていけるといい。小さい子どもを育てる時の援助はたくさんあると思うが、それをいろんな人にちゃんと伝えることが大事。制度があっても知らない人も多いと思う。 ○ 経済的な問題を抱えて区役所等に相談に行った際に、どのような支援があるのかを教えてくれるワンストップ窓口のようなものを整備してほしい。その窓口の職員がいろいろな情報を知っていることが必要。 ○ 教育費負担はとても重要なポイント。国の施策も出てきているが、教育費の補助について、カバーしきれてないところは対応が必要。 ○ 所得制限がついているものについて、どこまで撤廃していくのかは議論が必要。すべてなくすことは難しいので、優先順位をつける必要がある。 ○ 進学時の制服やカバンにかかる初期費用の負担が大きい。使われた物を循環させる仕組みが構築できるといい。		
課題		
○ 貧困の連鎖や経済的格差の拡大が生じることのないよう、全ての子どもたちの教育機会の確保をしていくこと。 ○ 子育て家庭の経済的負担軽減。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	9	地域全体での子育て支援
現行計画	9	地域全体での子育て支援
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 子育て中に自分のやりたいことができないなどのストレスを感じた未就学児を持つ親の割合 H30 : 29.1% ⇒ R5 : 26.6% (▲2.5%) ○ 地域で子育てについて気軽に相談できる人がいる親の割合 H30 : 35.5% ⇒ R5 : 27.1% (▲8.4%) ○ 地域で同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる親の割合 H30 : 67.2% ⇒ R5 : 60.6% (▲6.6%) ○ 地域で困った時に気軽に子どもを預かってくれる知人がいる親の割合 H30 : 19.4% ⇒ R5 : 12.4% (▲7.0%) ○ 地域住民が行う子ども・子育て活動のうち参加したことがある活動【市政アンケート】 「地域の子どもの安全を守る活動」 H30 : 20.7% ⇒ R5 : 19.7% (▲1.0%) 「子ども会活動や町内会の子ども向け活動の世話役」 H30 : 25.1% ⇒ R5 : 19.5% (▲5.6%) 「特にない」 H30 : 56.7% ⇒ R5 : 60.4% (+3.7%)		
部会等からのご意見		
○ 例えば、「子育てを通じて幸せを感じた」「子どもの成長をみて充実感を得た」保護者の割合が増えていることなどからすれば、子育て家庭を巡る状況としては徐々によくなっているように思える。一方で、「地域で同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる保護者」「地域で年齢の違う子が一緒になって遊ぶことができると感じる保護者」の割合が増えていないことは、地域全体で子育てを見守るような雰囲気づくりに繋がる条件には乏しいということになるか。「なごや子どもの権利条例」の内容の認知度が低いレベルにあることとも全く無関係ではないように思われる。 ○ 「こども誰でも通園制度」が始まれば、一時預かり事業の形も変わる可能性がある。利用しやすい制度設計は大切だが、子どもが適切な保育を受けられる体制も整えてもらいたいので、保育者が困らない制度設計をしてほしい。		
課題		
○ 幼児の育ち応援ルームの利用者が増加しており、待機者が出ている。子育て相談に保護者が参加しやすいよう改善する必要がある。 ○ 国が新たに打ち出している「こども誰でも通園制度（仮称）」と既存の一時預かり事業との整合性を図る必要がある。 ○ 身近な地域の社会資源による子育て支援への取り組みに関する効果的な情報提供が必要。 ○ 子どもの成長にあわせた子育てや子育て支援についての情報提供が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	10	多様なワーク・ライフ・バランスの支援
現行計画	11	多様な働き方に対応できる環境整備の促進
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 「仕事を中心となっており、家庭生活の比重が高まるといい」と回答した父親の割合 H30：42.9% ⇒ R5：46.3%（+3.4%） ○ 「育児が中心となっており、もう少し仕事の比重が高まるとよい」と回答した母親の割合 H30：13.7% ⇒ R5：19.5%（+5.8%） ○ WLBの悩みが「もっと働きたいが、家事・育児に時間がかかり、十分に働けない」ことである未就学児を持つ母親の割合 H30：8.5% ⇒ R5：26.3%（+17.8%） ○ 働いていた母親のうち出産前後（それぞれ1年以内）に仕事をやめた割合 H30：43.7% ⇒ R5：28.5%（▲15.2%） ○ 労働時間の短縮、育児休業や介護休暇制度など家庭生活と両立する職場環境の整備に満足しない親の割合 H30：32.6% ⇒ R5：42.5%（+9.9%）		
部会等からのご意見		
○ 出産前後で育休を取得し就業継続する人が増えている状況から、短時間勤務など柔軟な働き方の対応をした方がいい。 ○ 企業の取り組みは着実に進んでいるが、両立できる職場環境の整備に満足していない回答割合が増えている。一律の制度では足りず、個別対応をせざるを得ないこともある。 ○ 就学後保護者の母親の就労形態別に見る「両立できる職場環境の整備」の満足度について、「正社員・正規職員」は「満足しない」が高い一方で、「満足する」も比較的高い。同じ正社員でも企業規模や業種で何か違いがあるのではないかと。企業対象の施策だが、企業にもいろいろある。		
課題		
○ 家庭生活と両立する職場環境の整備に取り組む企業を増やし、社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるための機運醸成が必要。 ○ 女性管理職比率は国の目標数値に達成していない企業が多く、男女の賃金格差も解消されていない状況が見受けられる。 ○ ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進に向けて、引き続き、広報・啓発などの実施が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	11	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
現行計画	12	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 出産時に退職した母親のうち「教育・保育事業が確実に利用できる見込みがあれば、続けていた」母親の割合 H30：9.4% ⇒ R5：9.1% (▲0.3%) ○ 将来的に就労したいと考えている、未就学児を持つ母親の割合 H30：82.2% ⇒ R5：87.0% (+4.8%) ※ H30は「就労の希望はない」「すぐにでも、もしくは年以内に就労したい」「1年より先で、一番下の子どもが●歳くらいになったら、就労したい」の3段階。R5はこの3択肢に加え、「時期は決まっていないが、就労したい」の4段階 ○ 多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実に期待する親の割合 H30：81.2% ⇒ R5：75.4% (▲5.8%) ○ 多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実に満足する親の割合 H30：15.1% ⇒ R5：16.1% (+1.0%)		
部会等からのご意見		
○ 保育と教育が一体となった目指すべき保育の質についてガイドラインが必要。 ○ 公私幼保の統一的なすべての子どもに責任を負う仕組みみたいなものを構築していくことが必要。 ○ 自己評価、学校関係者評価、第三者評価について、一定の実効性を担保するフォローの体制。 ○ 質の向上のためには様々な評価の仕方が考えられるが、多くなると現場が疲弊してしまう。 ○ 全体の質の底上げには、相対的に課題を抱える施設をいかに底上げするかという取り組みがないと進まない。 ○ 就園児の減少に伴う地域型保育事業の閉園などがソフトランディングできるように検討すべき。 ○ 施設整備も含めた保育の基盤の整理が必要。 ○ 障害児保育も充実させていく必要がある。 ○ 外国籍の子どもが増え、その保育ニーズも増えてきている。ニーズの洗い出しが必要。 ○ 多様化するニーズに対して、保護者のアクセス・利用しやすさの視点で充実することは大事。一方で、子ども目線でのニーズに添えていくことも必要。 ○ 広域入所できるようにすることも、一つの保育ニーズへの対応かと思う。 ○ 小学校進学時の環境適応には、幼小（教育委員会）との連携、横断的なシステム整備が必要。 ○ 小学校の学びに向かうための、幼保での遊びの中での学びというものをどう小学校側に伝えていくかを協働して検討していくことが必要。 ○ 公立園で民間保育士が実習できる機会や、公民両方の交流の場を設けるなどの役割を新たに強化するのがいい。 ○ 公立保育所の役割として「すべての子どもたちを」と言った時の最終的なセーフティネット。支援の必要な子どもの多い保育所への職員配置を増やすなど、手厚い人的環境が必要。 ○ 定員配置や処遇の問題など、働き方改革と質の向上の両輪で進めていくことが必要。 ○ 人材確保情報のワンストップ化。また、現職保育士等のリスクリテラシー補助や潜在保育士の学び直しから就職支援。 ○ 今働いている方の離職率を下げるために働き方改革も重視する必要がある。DXの導入は待ったなし。 ○ 職員確保について、関東へ就職する養成校卒業生が増えている。インセンティブで入口対応。		
課題		
○ 幼児の育ち応援ルームの利用者が増加しており、待機者が出ている。子育て相談に保護者が参加しやすいよう改善する必要がある。 ○ 待機児童対策に係る量的拡大から量的維持へのシフト。 ○ 休日保育事業実施施設の負担軽減、職員体制の確保、及び受け入れ体制の拡充。 ○ 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業について、キャンセル待ちが多く発生している状況の改善。 ○ エリア支援保育所事業について、公立保育所の今後のあり方の検討。 ○ 保育の質の確保について、名古屋市が目指すべき教育・保育の質について、教育と保育が一体となった、統一的なビジョンやガイドラインの策定。教育・保育の質の向上に向けて、第三者評価制度の活用を促すとともに、受審後も行政としてフォローアップする仕組みの検討。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	12	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
現行計画	13	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 悩みや困ったことを誰にも相談しない子どもの割合 H30 : 7.7% ⇒ R5 : 8.0% (+0.3%) ○ 外出を避けている若者の割合 H30 : 2.1% ⇒ R5 : 2.2% (+0.1%) ○ 外出を避けるようになって5年以上経過した若者の割合 H30 : 51.7% ⇒ R5 : 38.1% (▲13.6%) ○ 外出を避けるようになった年齢 「20歳以下」 H30 : 34.5% ⇒ R5 : 23.8% (▲10.7%) 「31～35歳」 H30 : 3.4% ⇒ R5 : 19.0% (+15.6%) ○ 経済的に独立していない若者のうち、「就職を希望しているができない」「働く自信がない」ことを理由に挙げている若者の割合 H30 : 12.2% ⇒ R5 : 9.3% (▲2.9%) ○ 困難を有する若者からの意見聴取 ・ 支援機関の情報が駅ポスターやSNS等、自然に受け取れる媒体で発信されるとよい。 ・ 支援機関の情報がインターネット検索ですぐに出てきてほしい。関係機関からもリンクしてほしい。 ・ 相談予約の連絡手段が電話しかないのはしんどい。		
部会等からのご意見		
○ 18歳までどの支援にも繋がらず家の中で我慢してきた方が外に出てくると、18歳超で使える支援サービスに限られる。制度の狭間に埋もれてしまう人も一定数いる。 ○ 不登校児が増えている。将来的に社会的自立を考えた時に対応できるような、子どもの生きる力を育てることが大切。（従来の）居場所というだけでない、学校以外での子どもを育てる場を作してほしい。 ○ 若者の就労支援も含まれるが、若者と企業のマッチングを充実させてほしい。		
課題		
○ 子ども・若者総合相談センターにおいては、ひとりひとりに対して丁寧な支援を行っているが、障害がある方や家族全体をより多くの機関と連携しながら支援しなくてはならない重篤なケースが増えており、多くの時間と労力が必要。また、支援員の負担も大きく、組織的に対応できる体制づくりが必要。 ○ 本人の特性から働くための能力を身につけるだけでは就職に至らない若者や、本人の意向に反して短期離職を繰り返す若者がおり、そういった若者が自身の特性を活かした働きができるよう丁寧なオーダーメイド型の就労支援が周知されていくことが必要。企業をはじめ社会全体に、若者の特性についてや、工夫により特性を持ったまま活躍できることを周知していき、受入れ先を開拓していくことが必要。 ○ 子ども・若者支援としては39歳までとリミットがあり、その後の支援先及び、若者本人が日々生活していく地域における見守りが強化されることが必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	13	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
現行計画	18	障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもに発達の遅れがあると感じるまたは発達に気になるところがある親の割合 H30：23.3% ⇒ R5：26.6%（+3.3%） ○ 子どもに何らかの医療的ケアが必要と回答した親の割合 H30：2.6% ⇒ R5：2.9%（+0.3%） ○ 子どもの発育・発達のことを不安に感じたことのある親の割合 H30：23.8% ⇒ R5：29.9%（+6.1%）		
部会等からのご意見		
○ 小学校進学時の、子どもの発育・発達に関する親の悩みは深い。子ども・親双方への対応は重点を置いて取り組んだほうがよい。 ○ 多様な保育の一つとして、障害児保育も充実させていく必要がある。 ○ 地域療育センターの方向性で「幼稚園、保育所等のバックアップ」とあり、学童保育・トワイライトは「等」に含まれると思う。早期の支援も大切だが、学齢期は思春期に向かうところで、保護者の不安も大きい。地域療育センターの体制不足は理解するので、「拡充し」と入れた上で学童・トワイライトも明記してほしい。 ○ 障害のある方は騙されたり、金銭トラブルにあったりすること多いと聞く。ライフステージの中に金銭教育、特に認識しやすいように実際のお金を使った教育も含めてほしい。		
課題		
○ 肢体不自由学級や難聴学級の設置にあたっては、施設設備の整備に諸条件があるため、全ての要望に応えることが難しい状況はあるが、可能な限り地域の学校に通うことができるよう特別支援学級の設置を推進していく必要がある。 ○ 通級指導教室の設置校は限られている。自校に設置されていない児童生徒が通級指導を受ける際に、保護者が送迎をして他校に通っている現状があるため、引き続き巡回指導の周知に努めていく必要がある。 ○ 現在特別支援学校で行われている職業教育については、実際の就労内容に合致していない面があるため、若宮高等特別支援学校の開校を契機に、新しい時代に求められる職業教育について見直していく必要がある。 ○ 2021年から「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、保護者の付き添いなくても必要な支援が受けられるよう措置を講ずることを学校設置者の責務とされた。直接雇用を前提として看護介助員を配置してきたが、看護師の退職や体調不良のたびに保護者への協力を求めざるを得ない、非常に不安定な制度となっている。公立学校に通う医療的ケア児は2016年度から2021年度の5年間で2.3倍に増加（文部科学省資料より）しており、全国的な課題となっている。医療的ケア児の増加は医療技術の進歩によるものであり、今後も増加を続ける見込みであるため、安定した看護介助員の配置を可能とする制度作りが必要である。 ○ 令和4年12月に公表された文部科学省の調査結果では、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒の割合は8.8%となっているため、適切な支援の提供について検討する必要がある。 ○ 障害児保育、医療的ケア児保育支援事業について、増加している障害児や医療的ケア児の受入体制の確保が困難。 ○ 近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて地域療育センターにおける初診待機期間が長期化するなど、診療体制の充実が必要。 ○ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数が年々増加しており、身近な地域で支援を受けられることができるようになってきた一方、支援の質の向上が必要。 ○ 児童発達支援センターを地域の障害児の健全な発達における中核的な役割を果たす機関として位置付け、障害児通所支援事業所やその他関係機関と密接な連携等を図り、重層的な支援体制の整備が必要。 ○ 医療的ケアを必要とする子どもが安心して地域生活を送れるよう、適切な支援を提供するため、各関係機関の連携体制の一層の推進が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	14	児童虐待等への対応
現行計画	14	児童虐待等への対応
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 令和4年度児童虐待相談対応件数 3,183件（3年度比552件減） 被虐待児の一時保護件数 1,104件（3年度比1件増） 被虐待児の4割が未就学児 虐待の種別は心理的虐待が1,903件（全体の59.8%） ○ 親からひどくたたかれたことが2回以上ある子どもの割合 H30：12.0% ⇒ R5：9.8%（▲2.2%） ○ 親から厳しい言葉をかけられたり、冷たい態度をとられたことが2回以上ある子どもの割合 H30：15.6% ⇒ R5：19.8%（＋4.2%）		
部会等からのご意見		
○ 調査に回答している層が、比較的生活に余裕がある層が多いと推測される中で、「親からひどく叩かれたことが2回以上ある子ども」が約1割、「親から厳しい言葉をかけられたことが2回以上ある子ども」が約2割いるという結果は心配。この子どもたちが相談に繋がっているのか、助けてくれる人が回りにいるのかどうかを今後調べていく必要がある。 ○ 名古屋市は全国と比べて虐待件数は減少している。トレンドの違いを説明できるのか、その上でさらにどんな課題があるのか考える必要がある。 ○ 児童虐待防止法は家庭内の虐待がメインだが、子どもの性被害は家庭内だけではなく、学校や保育所、地域で起きることもある。子どもへの性被害予防教育も記載する必要があるのではないか。 ○ DVが原因でひとり親世帯になることもある。犯罪的なストーカーのようなことに悩む方もいるが、計画にはあまり見られない。そういう視点も必要ではないか。 ○ 国等によりヤングケアラーの実態が明らかになる中で、本市においてもヤングケアラーの実情に沿った支援策の検討が求められている。		
課題		
○ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が高い水準で推移する中、対応力強化のための体制整備や子どもへの支援の充実について引き続き進めていくとともに、早期発見・対応のための保健・教育・福祉の連携強化や、保護者支援事業をはじめとする発生予防の取り組みにも力を入れていく必要がある。 ○ なごや子ども応援委員会ではさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して、総合的に支援することが必要である。そのためにはSCやSSWなど専門職のさらなる資質向上や幼稚園から高等学校までの連携等の取組を進めていく必要がある。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	15	社会的養育が必要な子どもへの支援
現行計画	17	社会的養育が必要な子どもへの支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 里親等委託の推進・里親等への支援の充実 登録里親数 R4：323世帯 里親等委託児童数 R4：164人 ファミリーホーム R4：10か所 里親等委託率 R4：20.9% ○ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進 小規模グループケア実施施設 R4：15施設 地域小規模児童養護施設 R4：19か所 ○ 児童養護施設等入所児童のケアの充実 心理療法担当職員の配置 R4：24施設 小規模グループケア実施施設 R4：15施設 自立支援担当職員の配置 R4：14施設 ○ 児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援 児童養護施設等退所児童就労支援事業 R4：10人就労 自立支援担当職員の配置 R4：14施設 社会的養育ステップハウス事業 R4：5か所		
部会等からのご意見		
○ 施設出身者や里子の進学率にはまだ格差がある。高等学校入学準備金事業は活用されているが、大学入学準備金がないのはつらいという声がある。施設出身者でもひとり親世帯でも使える大学入学準備金を作る必要があるのではないかな。 ○ 支援現場の職員にも変化がある。子どもの施策を多く出してくれるが、現場がついていけないところがある。		
課題		
○ 登録里親数が毎年度増加していることに伴って、里親支援のニーズも増している。里親支援の体制を強化する必要がある。 ○ 里親等委託が進む中で、より処遇が困難な障害等を有する児童を施設で受け入れており、施設職員には高い専門性が求められているとともに、より個別的な対応が可能な環境が求められている。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	16	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
現行計画	15	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ ひとり親世帯等実態調査による推計世帯数 母子世帯 H30 : 25,986世帯 ⇒ R5 : 24,820世帯 父子世帯 H30 : 2,973世帯 ⇒ R5 : 2,424世帯 ○ ひとり親世帯等実態調査による母子世帯の年間総収入（平均） H30 : 319.3万円 ⇒ R5 : 317.9万円 ○ ひとり親世帯等実態調査による養育費の取り決め状況 母子世帯 取り決め有 H30 : 66.4% ⇒ R5 : 71.8% 父子世帯 取り決め有 H30 : 53.2% ⇒ R5 : 59.6%		
部会等からのご意見		
○ 支援団体の支援者だけで支援するのが難しい状況は、ひとり親家庭の支援でも同じ。他団体や地域、企業との繋がりがもっと作れるといい。コミュニティもどんどんできてほしい。 ○ ひとり親家庭の方が使える支援をもっとわかりやすく情報発信した方がいい。 ○ DVが原因でひとり親世帯になることもある。犯罪的なストーカーのようなことに悩む方もいるが、計画にはあまり見られない。そういう視点も必要ではないか。 ○ 「ひとり親世帯等実態調査（速報値）」から見ると、市の施策に期待することは、母子世帯では経済支援を求める傾向、父子世帯では情報や相談支援を求める傾向が強くなっている。 ○ ひとり親世帯の進学率も低いので、第2回で述べた里子や児童養護施設を経験した方への支援と同様に、大学入学準備金を作る必要があるのではないかと。		
課題		
○ ひとり親家庭等全体に対しての情報提供のみならず、相談できず孤立しがちな父子家庭や、離婚を考えている人など離婚前の方に対しても、支援施策が伝わるよう、わかりやすくきめ細やかな情報提供の工夫を行うとともに、必要な方に必要な支援施策が行き届くよう積極的な相談支援を行い、関係機関が連携して支援を行う必要がある。 ○ 母子家庭の母の就業率は高いが、非正規雇用の割合が高く、収入の確保が不安定な状況であり、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。 ○ 母子世帯の総所得は年間306万円。「児童のいる世帯」の41%に留まる。（2019年国民生活基礎調査） ○ 養育費の確保や面会交流の実施については、離婚を考えている時期など早い段階からの相談につながるができるよう支援の周知を図るとともに、子どもの利益を最も優先して考慮すべきとの視点にたって取り決めすることの大切さを引き続き周知啓発していく必要がある。 ○ ひとり親世帯は昨今の物価高騰の影響を大きく受けていることも踏まえ、経済的な支援も引き続き重要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	17	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
現行計画	16	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
関連部会	○	子ども・若者計画部会
		子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ クラスメイト・先輩などからひどくたたかれたことが2回以上ある子どもの割合 H30：5.1% ⇒ R5：4.7% (▲0.4%) ○ いじめ認知件数（1,000人あたり認知件数） ※市立小学校・中学校・高校・特別支援学校の計 H30：2,544件（14.5） ⇒ R4：7,629件（43.9） ○ 長期間学校を休んでいる子どもの割合 H30：0.3% ⇒ R5：1.5%（+1.2%） ○ 学校生活全体が楽しくない子どもの割合 H30：5.8% ⇒ R5：10.0%（+4.2%） ※ H30は「楽しい」「どちらともいえない」「楽しくない」の3段階 R5は「楽しくない」「あまり楽しくない」「まあ楽しい」「楽しい」の4段階 ○ 進学時に環境になじめない経験をした若者の割合 「小学校」 H30：8.6% ⇒ R5：13.8%（+5.2%） 「中学校」 H30：18.0% ⇒ R5：21.9%（+3.9%） 「高校」 H30：22.9% ⇒ R5：23.7%（+0.8%）		
部会等からのご意見		
○ 子ども応援委員会については、校長が理解しているかによって、うまく活用できるかがまちまち。頭ではわかっているが、具体的に活用方法がマッチしていない教員もいる。子ども応援委員会の機能や使い方についての研修が必要。 ○ 子ども応援委員会については、SC・SSWの専門性向上も必要だが、活用する側である教職員、特に管理職の研修も非常に重要。 ○ 学齢期になると情報が届きにくくなって、福祉の支援が難しい。学校と福祉の連携の仕組みがいる。ネウボラのように切れ目のない支援が必要。 ○ 「居場所」に関して、教室は子どもにとって、間違っただけいけないというプレッシャーがあり、緊張する空間であるのが現状。 ○ 不登校児が増えている。市でも不登校対策にメタバースでの支援を盛り込むことを検討してほしい ○ 校内フリースクールを全校に拡充する際に理念がなくならないように。教室に戻そうとするべきではない。 ○ 不登校児童に対して、タブレットを活用したオンライン学習を提供するといい。子ども適応相談センターに通うのが難しい子どもも家で勉強を進められる。これだけ不登校が増えているので別に施策を立ててもいいと思う。		
課題		
○ 教育相談事業では、総合教育相談窓口として、状況に応じて子ども適応相談センターなど関係機関との連携を図りながら、子どもやその保護者に寄り添った相談を実施する必要。 ○ いじめ防止対策推進法に定めるいじめの定義に基づき、いじめを積極的に認知することが重要。いじめの未然防止教育により、いじめを許さない風土づくり、いじめを訴えやすい体制を整えることが重要。いじめを早期発見し、学校いじめ防止基本方針に基づき、関係機関と連携し、組織的に対応することで、すべての子どもにとって、安全安心で幸せな居場所となる学校づくりの推進が必要。 ○ 子どもたちにとって魅力のある学校づくりをすすめ、不登校が生じないような学校としていくことが重要。年々増加する不登校児童生徒数に対応するためには、従来の取り組みを丁寧にするとともに、常に進化しているICTを活用した不登校児童生徒支援の導入や保護者支援など様々な取り組みが必要。 ○ なごや子ども応援委員会ではさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して、総合的に支援する ○ なごや子ども応援委員会の活用方法について周知していく必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	18	外国につながる子どもとその家庭への支援
現行計画	19	外国につながる子どもとその家庭への支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもの教育に関して困っていること【名古屋市外国人市民アンケート調査】 「教育に関する情報の多くが、日本語なので分かりにくい」 H27：22.9% ⇒ R2：22.9%（±0.0%） 「中学校卒業後の進路」 H27：14.6% ⇒ R2：15.4%（+0.8%） ○ 子どもの教育に関して利用したいサポート【名古屋市外国人市民アンケート調査】 「子どもの教育について相談する場」 H27：24.2% ⇒ R2：30.7%（+6.5%） 「学校が終わった後や、休みの日に子どもたちが遊べる場」 H27：17.7% ⇒ R2：22.6%（+4.9%） 「親子で地域の友だちと交流できる場」 H27：12.2% ⇒ R2：18.5%（+6.3%）		
部会等からのご意見		
○ 外国人労働者が増えているが、支援策を知る機会が少ない。母国語での周知やSNSなど様々な方法で展開してほしい。 ○ 外国籍の子どもが増え、その保育ニーズも増えてきている。ニーズの洗い出しが必要。 ○ 本施策はまさしくヤングケアラーの問題で、合理的配慮ができていのかどうかという視点で見ることが重要。各部局で工夫して取り組んでいるが、それを貫く部局がなく、どこがやっていくのかははっきりしない。どこが司令塔としてやっていくかが明確になるといい。		
課題		
○ 市内における日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加傾向にあり、「NIC子ども日本語教室」「夏休み子ども日本語教室」の受講希望者も増加。会場の収容やボランティア人数などを調整しながら可能な限りの人数を受け入れているが、定員超過にも限度がある。学習機会をより広く確保するため、学校教育現場や地域の日本語教室と連携を図る必要がある。 ○ 海外児童生徒教育相談に寄せられる内容が義務教育就学前や大学進学及び以降のキャリア（就活）など幅広くなっており、専門相談員の対応範囲を超えるものが増加。また、学校内でのいじめや不適応など保護者からも相談が寄せられる。 ○ 日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、初期日本語集中教室の入級希望者も増加し、待機期間が生じている。対面指導教室の増設と、遠隔型指導を受信する学校側の人的配置支援などが課題。また、母語学習協力員は、配置基準の見直しを含め、増員と対応言語の拡充が必要であるが、公募しても人材が集まらない。一方、令和4年度に小・中学校で受け入れている帰国児童生徒数は1,566人であり、そのうち115人は、学校生活への適応指導や初歩的な日本語の指導などが必要。帰国児童生徒教育推進校である笹島小・中学校には、非常勤講師を配置しているが、他校にも日本語指導に当たる教員の拡充が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	19	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
現行計画	20	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 国民生活基礎調査の貧困線による子どもの貧困率 全国 14.0% (H30) ⇒ 11.5% (R3) 愛知県 5.9% (H28愛知子ども調査) 名古屋市 6.2% (H28愛知子ども調査) ○ 親が特に負担に感じる費用 「食費」 H30 : 36.1% ⇒ R5 : 51.0% (+14.9%) 「光熱水費」 H30 : 17.1% ⇒ R5 : 46.6% (+29.5%) ○ 物価高騰により子育ての経済的な負担が大きくなった親の割合 R5 : 89.8%		
部会等からのご意見		
○ 施設出身者や里子の進学率にはまだ格差がある。高等学校入学準備金事業は活用されているが、大学入学準備金がないのはつらいという声がある。施設出身者でもひとり親世帯でも使える大学入学準備金を作る必要があるのではないか。 ○ 若者の就労支援も含まれるが、若者と企業のマッチングを充実させてほしい。		
課題		
○ 子どもの貧困率は改善しているものの、物価高騰等の影響により、子育ての経済的な負担が大きくなっていることから、貧困の連鎖を断ち切るためにも、様々な支援に取り組む必要がある。 ○ 貧困の連鎖や経済的格差の拡大が生じることのないよう、全ての子どもたちの教育機会の確保をしていくこと。 ○ なごや子ども応援委員会ではさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して、総合的に支援することが必要である。そのためにはSCやSWWなど専門職のさらなる資質向上や幼稚園から高等学校までの連携等の取組を進めていく必要がある。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	20	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり
現行計画		
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもを取り巻く環境に関心のある市民の割合【市政アンケート】 H30：76.3% ⇒ R5：71.6% (▲4.7%) ○ 子ども・子育て活動に参加したことのある市民の割合【市政アンケート】 H30：39.2% ⇒ R5：35.9% (▲3.3%) ○ 地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合 H30：31.5% ⇒ R5：26.7% (▲4.8%)		
部会等からのご意見		
○ 例えば、「子育てを通じて幸せを感じた」「子どもの成長をみて充実感を得た」保護者の割合が増えていることなどからすれば、子育て家庭を巡る状況としては徐々によくなっているように思える。一方で、「地域で同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる保護者」「地域で年齢の違う子が一緒になって遊ぶことができると感じる保護者」の割合が増えていないことは、地域全体で子育てを見守るような雰囲気づくりに繋がる条件には乏しいということになるか。「なごや子どもの権利条例」の内容の認知度が低いレベルにあることとも全く無関係ではないように思われる。 ○ オムツ替えスペースが女性トイレだけにあり、男性トイレにない施設がある。男性トイレにオムツ替えスペースがあるだけでも、それを見る人の意識が変わる気がする。 ○ 支援団体の支援者だけで支援するのが難しい状況は、ひとり親家庭の支援でも同じ。他団体や地域、企業との繋がりがもっと作れるといい。コミュニティもどんどんできてほしい。		
課題		
○ アンケート結果から、子ども・若者・子育て家庭に対する市民の関心が薄れていることが伺われるとともに、地域に見守られていると感じる子育て家庭が減っていることから、条例の「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する」まちから遠ざかっていると言える。 ○ 様々な制度や支援メニューを作っても、周りの人に気兼ねして、当事者が利用できない状況があると推察される。 ○ 子育ては大変であるといった負のイメージがある。		

計画3部会における検討状況等

(1)各部会の開催状況

1 子ども・若者計画部会

区分	開催日 (出席数)	議題等
第4回	令和6年4月22日 (8名)	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について

2 子育て家庭計画部会

区分	開催日 (出席数)	議題等
第4回	令和6年4月25日 (6名)	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について

3 教育・保育計画部会

区分	開催日 (出席数)	議題等
第6回	令和6年4月26日 (10名)	・今後の教育・保育施策のあり方について ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について

(2) 答申案に対する主な意見と修正案

施策等	部会	発言	頁・行	修正前	修正後
視点 (3)	子ども・若者計画部会	施策から抜け漏れしていつてしまう若者がいることを見逃していないというメッセージとして、誰一人取り残さないということがどこかに入らないだろうか。	P4 30行目	子どもの健やかな育ちのためには、その子ども・若者・子育て家庭の状況にに応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなくライフステージを通して行われることが重要である。	すべての子どもの健やかな育ちのためには、その子ども・若者・子育て家庭の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなくライフステージを通して行われ、 <u>誰一人取り残されないことが重要である。</u>
1	子ども・若者計画部会	「主体的に参加する権利」を取り上げているが、「一人一人が尊重される権利」も守られていると感じる人が多い。子どもの社会参画をという記述に続いているが、主体的に参加する取り組みは学校や生活ですでに実践されていることもある。イベントを企画するよりも、生活の中で子どもの権利を守り、それを意識していくことが大切なのだという記載の仕方はどうか。	P8 13行目	また、子どもの権利条例で定められている4つの権利が守られているかどうかについて、いずれの権利も子どもでは約11～17%が、保護者では約18～27%が守られていないと答えている。その中でも、「主体的に参加する権利」については、子どもの15.2%、保護者の26.7%が守られていないとしている。このため、子どもが考えや思いを表明する機会が与えられ、子どもが社会参画する取り組みを広範に定着させることが望まれる。例えば、まずは子どもが気軽に参加できる工夫や、子どもが考えを表明することも権利であることなどの啓発も必要である。	また、子どもの権利条例で定められている4つの権利が守られているかどうかについて、いずれの権利も子どもでは約11～17%が、保護者では約18～27%が守られていないと答えている。例えば、「主体的に参加する権利」については、学校や日常生活の中ですでに <u>取り組まれていることもあるように、日々の生活の中で子どもの権利が守られ、それが子どもの権利であるということ</u> を意識することができるよう、市民の日常に根差した啓発も必要である。
3	子ども・若者計画部会	バリアフリーについて、「性別に関係なく」など書いてはあ るが、もう少し具体的に記載があってもいいのではない か。	P8 35行目	また、子ども、妊産婦、子ども連れ等すべての方が安心して外出し、施設等を利用できようバリアフリーを推進するとともに、性別に関係なく子どもを連れて外出しやすいま ちとなるよう施設等の整備を進めることが望まれる。	また、子ども、妊産婦、子ども連れ等すべての方が安心して外出し、施設等を利用できようバリアフリーを推進するとともに、 <u>保護者の性別や子どもの年齢等に関係なく子どもを連れて外出しやすいまちとなるよう施設等の整備を進めることが望まれる。</u>

施策等	部会	発言	頁・行	修正前	修正後
4	子ども・若者計画部会	居場所と交流・体験の施策を統合したが、文章にはばらつきがある。他世代との交流とかそういうことではなく、体験や参加を通じて、いたいと思える場所になっていくということなど、もう少し広く体験・交流や居場所のとらえた書き方を工夫できないか。	P9 10行目	遊びや体験活動、異なる年齢の子どもや地域の大人との交流を通して、子どもたちは主体性や社会性を身につけていくことができる。子ども・若者がそれぞれの状況に応じて、多様な体験や交流ができるよう、地域資源も生かした機会や場の提供が望まれる。	遊びや体験活動、さまざまな年齢の子どもや地域の大人との交流を通して、子どもたちは主体性や社会性を身につけていくことや、自分に合った居場所を見つけていることができる。子ども・若者がそれぞれの状況に応じて、多様な体験や交流ができ、自分の居場所を持つことができるよう、地域資源も生かした機会や場の提供が望まれる。
5	子ども・若者計画部会	教育施策は名古屋市独自の取り組みも様々あると思う。新しい学校づくりで取り組んでいることや校内フリースクールもそうだと思うが、全国に先駆けてやっているというところをもう少し押し出してもいいのではないか。	P9 19行目	市立小・中学校での不登校児童生徒数が増加しているが、すべての子どもには学ぶ権利があり、学校に通えているかどうかに関わらず、子どもたち一人ひとりの状況に応じた学ぶ権利が保障されなければならない。多様な学びの場を確保するとともに、ICTの活用などにより学ぶ意欲を持つたときに学べる環境づくりを進める必要がある。 子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化など、学校を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の長時間勤務が常態化するなど、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。持続可能な学校運営とし、よりよい教育を子どもたちに提供していくためにも、教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築するとともに、教職員の働き方改革の推進が求められる。	市立小・中学校での不登校児童生徒数が増加している中、すべての子どもに学ぶ権利があり、一人ひとりの状況に応じた学びの機会が保障されなければならない。「民間オンライン学習プログラム」や、中学校で実施されている「校内の教室以外の居場所づくり」などの取組について、引き続き丁寧に進めたい。 また、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化など、学校を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の長時間勤務が常態化するなど、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築しながら、多様な学びの場を確保するなど、子どもの学びの充実に向けた環境づくりを進めていく必要がある。
5	子ども・若者計画部会	多様な学びの場を確保することが一番大事。教員について2段落目で触れられているが、教員の働き方改革に取り組みながら、最終的に多様な学びの確保に繋がっていく流れの方がいいと思うので、文章の順番を入れ替えてはどうか。			
8	子育て家庭計画部会	子どものステージが変わることでの、親への負担は大きい。学年が上がっていくにつれて、どれだけの費用がかかるのか不安でもある。就学援助などの支援が切れ目なくあるということを広報することも重要。	P10 25行目	…支援を必要とする家庭への助成や負担軽減に取り組むとともに、子育てにかかるさまざまな支援があるということを積極的に広報していくことも必要である。	…支援を必要とする家庭への切れ目のない助成や負担軽減に取り組むとともに、子育てにかかるさまざまな支援があるということとを積極的に広報していくことも必要である。

施策等	部会	発言	頁・行	修正前	修正後
10	子育て 家庭計 画部会	施策名のワーク・ライフ・バランスについて、市の立場で できることだと「支援」ではないのではないか。	P11 1行目	ワーク・ライフ・バランスの支援	ワーク・ライフ・バランスの推進
11	教育・ 保育計 画部会	●「質を担保する上で」とあるが、施策名でも「質の高い」と言っているので、「保育の質をより高めていく上で」くらいは言っているのではないか。 ●文章の流れとして、離職防止などの取り組みがよりよい働き方の実現につながる方がいいのではないか。 ●施策の方向性なので、「研修の充実をはかることも必要」と個別事業で終わるのではなく、結び方を工夫した方がよい。	P11 26行目	質を担保する上で、教育・保育を担う人材の確保と一人ひとりの資質や専門性の向上は必要不可欠である。すでに取り組みられている保育士確保対策をより一層進めるとともに、よりよい働き方が実現できる仕組みづくりなど、離職防止につながる取り組みも求められる。研修が日々の教育・保育に直接的につなげられるよう地域単位で実践的な研究を行うほか、オンライン研修など受講しやすい工夫を行うなど、研修の充実をはかることも必要である。	教育・保育の質をより高めていく上で、教育・保育を担う人材の確保と一人ひとりの資質や専門性の向上は必要不可欠である。すでに取り組みられている保育士確保対策をより一層進めるとともに、離職防止につながる取り組みなどを通して、よりよい働き方が実現できる仕組みづくりも求められる。研修が日々の教育・保育に直接的につなげられるよう地域単位で実践的な研究を行うほか、オンライン研修等の受講しやすい工夫を行うなど、研修の充実をはかることを通して、質の向上につなげられたい。
11	教育・ 保育計 画部会	幼保小接続の取り組みについて、「関係部局間で連携・共同して検討されたい」くらいでいいのではないか。	P11 34行目	…円滑な幼保小接続のためにはどのような取り組みが必要であるのか、部局で共同し検討されたい。	…円滑な幼保小接続のためにはどのような取り組みが必要であるのか、関係部局間で連携・共同し検討されたい。
14	子育て 家庭計 画部会	他の施策と比べて、施策名が網羅的。「子どもが虐待や不適切な対応を受けていないための支援」くらいがよいのではないか。	P12 24行目	児童虐待等への対応	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
15	子ども・ 若者計 画部会	冒頭の「児童養護施設」は、児童養護施設だけなのか。乳児院や母子生活支援施設等も含むのではないか。	P13 3行目	児童養護施設においては、…	児童養護施設等においては、…
15	子ども・ 若者計 画部会	●2段落目の里親について、里親の質の確保の視点も必要ではないか。 ●里親に対しては施設からの支援もある。 ●里親支援について強化が必要なことをより強く記載してほしい。	P13 9行目	登録里親数の増加に伴い、里親に対する支援のニーズも高まっており、里親支援体制の強化が必要である。	登録里親数の増加に伴い、里親が安心して適切な養育ができるよう日頃からの支援も重要となっており、児童相談所や児童養護施設等の連携による支援や里親支援センターの設置などによる里親支援体制の強化が必要である。

施策等	部会	発言	頁・行	修正前	修正後
16	子ども・若者計画部会	「子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持」つとあるが、子どもの職業体験などもしている中で、子どもの貧困の連鎖を断つための事業も含めて、すでに取り組んでいることを盛り込んでもいいのではないか。	P13 21行目	…ひとり親家庭の経済面での課題は、子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持っており、ひとり親家庭に対する経済的支援とともに、より収入が高く安定した就労を可能にする支援が必要とされている。 父子世帯では相談事業のニーズが高まっている。父子世帯の父親が相談支援につなげることなく孤立している状況が懸念される。	…ひとり親家庭の経済面での課題は、子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持っており、ひとり親家庭に対する経済的支援とともに、より収入が高く安定した就労を可能にする支援が必要とされている。あわせて、子どもにも多様な経験を機会を提供するなど、貧困の連鎖を断ち切るための支援にも引き続き取り組むことが求められる。 ひとり親家庭への相談支援はこれまでも行ってきたところだが、ひとり親世帯等実態調査によれば、名古屋市の実策等で期待することでは「相談事業の充実」がもっとも多くなり、ひとり親家庭の保護者が相談支援につなげることなく孤立している状況が懸念される。
16	子ども・若者計画部会	「面会交流」は「親子交流」という言い方に変わっている。	P13 29行目	…安全な面会交流のため、…	…安全な親子交流のため、…
19	子ども・若者計画部会	「進学機会」は「進学の機会」の方がわかりやすい。	P14 23行目	…心身の健康や進学機会、学習意欲等に…	…心身の健康や進学の機会、学習意欲等に…
20	教育・保育計画部会	「さまざまな場で萎縮してしまうような社会では…」という書き方では後ろ向きな印象を与える。「萎縮することなく」というような書き方がいいのではないか。	P15 4行目	子どもや若者、子育て家庭が地域や企業などさまざまな場で萎縮してしまうような社会では、多様な支援制度をそろえても、気兼ねなく利用することが難しくなる。子どもや子育て家庭が社会の中で安心して過ごすことができるよう、子ども・若者・子育て家庭を社会全体で見守り、応援する機運の醸成が求められる。広報・啓発を充実させるとともに…	子どもや若者、子育て家庭が社会の中で安心して過ごすことができ、多様な支援制度を気兼ねなく利用することができるよう、子ども・若者・子育て家庭を社会全体で見守り、応援する機運の醸成が求められる。子どもや子育てに対するポジティブな意識を社会で共有するような広報・啓発を充実させるとともに…
20	教育・保育計画部会	人との関わりが少なくなっている状況で、子ども・子育て家庭と関わるきっかけにしながらような工夫をされたい。	P15 8行目		



子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方

—答申—

なごや子ども・子育て支援協議会

令和6年 6月

目 次

はじめに	…1
I 計画策定の考え方	…3
1 策定の趣旨、計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 計画の基本的な視点	
(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点	
(2) 当事者参画の視点	
(3) 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点	
(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の 視点	
(5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視 点	
II めざす姿と成果指標	…6
1 めざすまちの姿	
2 めざす姿	
3 成果指標	
III 現状と課題	…7
IV 施策・事業	…8
1 施策	
(1) 子どもの権利を守り生かすことへの支援	
(2) 子どもの健康・いのちの支援	
(3) 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり	
(4) 多様な居場所と交流・体験の支援	
(5) 子ども中心の学びの支援	
(6) 子ども・若者の未来の応援	
(7) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	
(8) 経済的負担の軽減	
(9) 地域全体での子育て支援	
(10) ワーク・ライフ・バランスの推進	
(11) 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	
(12) 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	
(13) 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	
(14) <u>虐待を受けている子どもなど配慮を必要とするこどもとその家 庭への支援</u>	

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

- (15) 社会的養育が必要な子どもへの支援
- (16) ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
- (17) いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
- (18) 外国につながる子どもとその家庭への支援
- (19) 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困
対策の推進
- (20) 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

2 事業

3 進捗管理

V 子ども・子育て支援事業計画 …16

参考資料 …17

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

1 はじめに

2
3 なごや子ども・子育て支援協議会は、令和4年6月に「次期計画準備・調査部会」を、令和
4 5年2月に「総合計画策定部会」「子ども・若者計画部会」「子育て家庭計画部会」「教育・保
5 育計画部会」を設置し、次期「子どもに関する総合計画」の策定に向けた検討を重ねてきた。

6 令和6年2月、名古屋市長より協議会に対し、次期「子どもに関する総合計画」骨子案に
7 ついての諮問があったことから、計画への反映を期待する策定に向けた考え方などについ
8 て、なごや子ども・子育て支援協議会として名古屋市長に対して提言するものである。

9 名古屋市は、これまでも「なごや子どもの権利条例」に基づく「子どもに関する総合計画」
10 に従い、「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまち」（「なごや子どもの権
11 利条例」前文）をつくる取り組みを進めてきたところである。

12 なごや子ども・子育て支援協議会は、計画の進捗状況を毎年度把握し、その推進に関し、
13 意見を申し述べてきた。現行計画の計画期間における市の主な取り組みとして、高い保育
14 ニーズに対応した保育所等の整備を進めており、保育所等利用児童数は令和5年度はじ
15 めに約49,600人に達した。さらに、多様な教育・保育ニーズに対応するため、延長保育や
16 一時預かり事業の拡充、医療的ケア児保育支援の実施等、さまざまな教育・保育の取組を
17 推進してきたところである。

18 小学校就学後の子どもについては、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う、
19 放課後施策に対する利用ニーズの高まりを受け、子どもたちが豊かな放課後を過ごすこと
20 ができる環境と子育てをしながら働きやすい環境を整えていくため、放課後事業を推進し
21 てきた。

22 子どもの虐待防止については、「名古屋市児童を虐待から守る条例」の推進をはかるべ
23 く、より一層の取り組みがなされ、児童相談所の専門的職員を増員するなど体制強化をは
24 かるとともに、区役所への児童虐待対応支援員の増員や児童相談所兼務児童福祉司の配
25 置も進めてきている。また、虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機会の提供や、子どもと
26 の関わり方等に不安を抱える保護者への支援にも取り組んできた。

27 子ども・若者への支援については、子どもの最善の利益を確保するため、令和2年1月に
28 子どもの権利相談室「なごもっか」を開設し、子どもの権利の保障や普及啓発を推進してき
29 たほか、子ども・若者の積極的な社会参画の促進に向けて、令和4年5月に「子どもの社会
30 参画のよりどころとなる指針」を策定するとともに、ワークショップなどで子どもの考えを聞
31 く取り組みを進めている。また、家庭や学校等に居場所が見つからない子ども・若者が安
32 心して過ごせる居場所を提供するとともに、SNS や繁華街等における犯罪の未然防止を
33 はかる「子ども・若者の居場所づくりモデル事業」など、子ども・若者の新たな居場所づくり
34 にも取り組んでいる。

35 困難を有する子ども・若者への支援については、「若者・企業リンクサポート」の相談体制
36 を令和4年度から拡充し、就労困難な若者が本人の特性や能力に応じた働き方ができるよ
37 う、若者と企業の両方をサポートする取り組みを進めてきた。また、児童養護施設退所者等

計画3部会での意見を反映した答申(案)

1 が自立した生活を継続できるよう、経済的負担を軽減するとともに、退所施設との関わりを
2 継続するための支援を開始した。

3 子育て支援については、令和4年1月に子ども医療費の対象を入院・通院ともに高校生
4 世代まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康を守る取り組みを進め
5 てきた。また、名古屋市で生まれ育つ子どもと家庭に、子育てに必要な物品やサービスなど
6 をプレゼントすることで、子育てを応援するメッセージや子育て支援情報を届ける「ナゴヤ
7 わくわくプレゼント事業」や、妊婦が緊急時に使えるタクシー券を支給する取り組みを新た
8 に始めるなど、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境づくりを推進している。

9 現行計画の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰など、社会
10 状況の変化により、子ども・若者や子育て家庭も大きな影響を受けてきた。新型コロナウイ
11 ルス感染症の感染防止対策として人との接触が制限されたことなども背景に、学校での1
12 人1台端末の導入など、急速にオンライン化が進められた。子ども・若者や子育て家庭への
13 支援においても、SNS を活用した相談支援やオンラインでの学習サポートなどに取り組ん
14 できた。また、物価高騰の影響を受ける子ども食堂への食材配付や、保育所等給食の食材
15 費を支援するなどの緊急的な取り組みも行った。

16 このように、さまざまな施策・事業が実施されてきており、個々の施策領域では成果が生
17 まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家
18 庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっていとは言えないのが現状である。

19 こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願
20 い、この答申では、次期「子どもに関する総合的な計画」に反映することを期待する諸点を
21 まとめている。答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子どもの権利条例」の理
22 念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

23
24 令和6年6月 日

25 なごや子ども・子育て支援協議会 会長 平石賢二
26

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

次期「子どもに関する総合計画」(以下、「次期計画」という)の骨子案について、以下のよう
に提案する。

I 計画策定の考え方

1 策定の趣旨、計画の位置づけ

なごや子どもの権利条例 20 条により策定を定められた、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画としての位置づけが明確にされていることから、骨子案における以下の位置づけは適当と考える。

なお、「こども大綱」を勘案し策定する計画であることから、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけることも検討された

- 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
- こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」として位置づける
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する

2 計画の期間

計画期間を令和7年度から令和11年度の 5 年間とすることは適当と考える。

3 計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

4 計画の基本的な視点

現行計画においては、令和元年答申を参酌し策定された「基本的な視点」を踏まえ、子ども・若者・子育て家庭支援のさまざまな施策に取り組んできた。次期計画においても、「基本的な視点」を持って計画を策定し、推進していくことを期待する。

(1)子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体である。なごや子どもの権利条例においては、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」が子どもにとって大切な権利として定められている。

あらゆる場面で、こうした子どもの権利が保障されるよう配慮するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの最善の利益を重視するという視点を何よりも優先して、すべての施策・事業を推進していくことが重要である。

(2)当事者参画の視点

令和5年4月に施行されたこども基本法では、子どもの意見表明や社会参画機会の確保が基本理念の一つとして定められていることも踏まえ、子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自立した大人へと成長していく。子どもが参加すること、子どもが考えや思いを表明する機会を与えられること、子どもの考えや思いが尊重されること、子どもが考えや思いを表明するために必要な支援を受けられることが、一人ひとりの発達段階に応じて保障されるようつとめられたい。

また、若者や子育て家庭についても、当事者である若者・保護者らの参画を促し、その意見を反映することにより、多様化するニーズを捉えた施策・事業の実施につなげていくことを重視すべきである。

(3)一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点

予測困難な社会情勢の変化の中で、子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行うことが望まれる。すべての子どもの健やかな育ちのためには、その子ども・若者・子育て家庭の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなくライフステージを通して行われ、誰一人取り残されないことが重要である。

また、さまざまな背景を持つ子どもが共生し、自分だけでなく他者も尊重し、一人ひとりの個性をお互いに認め合いながら育っていける環境を推進する必要がある。

1 (4)支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点

2 子ども・若者・子育て家庭が、それぞれ必要とする情報を得られるよう、情報提
3 供の時期や方法などを工夫されたい。特に、困難を有する子ども・若者・子育て家
4 庭は、自ら支援の場に出向くことができない場合があることに留意し、支援する側
5 がアウトリーチすることにより、実効性ある支援がなされることが必要である。

6 また、子ども・若者・子育て家庭にはそれぞれの経験があることを尊重し、誰も
7 が安心して過ごせる場所・時間・人との関係性などを持つことができるように支援
8 を充実させていくことが望まれる。

9 (5)民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

10 多様化・複雑化する問題に対応していくため、子ども・若者・子育て家庭を支援
11 する側の量的拡充をはかるとともに、質の向上を進めることが重要である。安定し
12 た支援を継続的に行えるよう、人材の安定的な配置や研修の充実等の必要な援
13 助により、支援者・団体の育成や支援に取り組むことが求められる。

14 民間団体は行政とともに、子ども・若者・子育て家庭の支援の一端を担う存在で
15 あり、行政と民間団体との連携・協働はより一層求められている。また、地域にお
16 ける見守りや助け合いが重視されていることから、子ども・若者・子育て家庭への
17 支援に多様な地域コミュニティが協働できるとともに、一方向的な支援の関係性だ
18 けではなく、相互に支援を循環させることのできるような仕組みづくりにつとめら
19 れたい。

20 さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関や組
21 織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークの強化をはかることが必要であ
22 る。

Ⅱ めざす姿と成果指標

1 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」を柱とすることが望ましい。

2 めざす姿

現行計画において、計画の対象それぞれの 10、20 年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。

対 象	め ざ す 姿
子 ど も	安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども
若 者	自らの居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者
子育て家庭	保護者が仕事と家庭生活のバランスを図りながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社 会	子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

3 成果指標

めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、骨子案の指標を用いることは適当と考える。現行計画における目標値に対する達成状況等を勘案しながら、次期計画の計画期間における目標値を適切に設定し、目標達成に向け、効果的に施策を推進していくことが望まれる。

Ⅲ 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

少子化や核家族化、新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、子どもの体験活動や交流の機会が減少傾向にあることから、その機会の重要性を改めて認識した上で、多様な体験・交流の場や機会を提供する取り組みが求められている。

不登校児童生徒数が増加傾向にあるが、その要因はさまざまに複雑に関わりあう場合が多い。子ども一人ひとりに向き合い、きめ細かな支援を充実させるとともに、すべての子どもの学ぶ権利を保障されるよう、ICT を活用した学習など多様な支援を進められたい。

若者の価値観が多様化する中で、物理的な場所だけでなく、時間や人との関係性の中で、安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりが求められている。

少子化の進行が深刻さを増す中で、それぞれの結婚や妊娠・出産、子育てに対する希望がかなっていない状況がある。若者が結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し希望を抱くことができるような取り組みを進めるとともに、家族を持つことや子どもを生み、育てることを希望する若者が、その希望を叶えられるよう支援することが求められている。若者の選択を尊重し、その選択を社会全体で応援するという意識を醸成していくことも必要である。

子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。自殺予防教育や、自殺リスクの早期発見、多様な手段を用いた相談体制の整備など、総合的に取り組んでいく必要がある。

子どもを育てる保護者の就労状況や就労形態の変化を踏まえ、男女ともに仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境の整備を一層進めていくことが必要である。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることがないように、当事者だけでなく子育て家庭を取り巻く社会全体の意識の醸成が求められている。

子育て家庭が経済的な不安を感じることがないように、子どもの育ちを支えるために必要な経済的支援の充実が必要である。また、家庭の経済的な状況によって、子どもの現在・将来の選択が狭められることのないよう、子どもが多様な経験をすることのできる場や機会の提供も含めた支援が求められる。

子育て家庭をめぐる環境が変化している中で、子育て家庭が孤立感を深めたり、悩みや困りごとを抱え込んだりすることのないよう、それぞれの家庭が必要とする支援や関わりを地域で適切に提供できる仕組みづくりが必要である。

子どもの健やかな育ちを社会全体で後押しするため、子ども・若者・子育て家庭を応援する機運の醸成とともに、社会全体で子どもを育てるという意識の醸成が求められている。

IV 施策・事業

1 施策

前述のめざす姿等を実現するために、次期計画の計画期間内に取り組むべき施策の体系と方向性について、次のように提案する。

(1)子どもの権利を守り生かすことへの支援

なごや子どもの権利条例(以下「子どもの権利条例」という。)の認知度について、平成 30 年度と比較すると、子ども、保護者のいずれにおいても上昇した。しかしながら、令和 5 年度調査で、内容を知っている子どもは 5.3%、保護者は 3.2%に留まっている。また、18 歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいても、認知度は平成 30 年度に比べ上昇しているものの、「知らない」という方が依然として 6 割を超えている。子どもの権利を保障するため、子どもの権利条例の趣旨が広く市民に周知され、共有されるようつとめられたい。

また、子どもの権利条例で定められている 4 つの権利が守られているかどうかについて、いずれの権利も子どもでは約11~17%が、保護者では約18~27%が守られてないと答えている。例えば、「主体的に参加する権利」については、学校や日常生活の中ですでに取り組まれていることもあるように、日々の生活の中で子どもの権利が守られ、それが子どもの権利であるということを意識することができるよう、市民の日常に根差した啓発も必要である。

(2)子どもの健康・いのちの支援

引き続き子どもが安心して医療や健診を受けられる環境を整えていくとともに、新型コロナウイルス禍でのさまざまな行動制限やインターネット使用時間の増加により拍車がかかった子どもの運動不足を改善し、子どもたちの生きる力を育てるため、運動に親しむ子どもを増やす取り組みを進め、子どもの体力・運動能力の向上の推進をはかっていくことなども必要である。

また、子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあることは喫緊の課題である。誰も自殺に追い込まれることのないよう、悩みを抱えた際に SOS を出せるよう啓発するなど対策をより一層強化するとともに、部局の垣根を越えた総合的な自殺予防に取り組むことが求められる。

(3)安心・安全で快適に過ごせる環境づくり

すべての子どもが健やかに育つためには、事故や犯罪被害、災害から子どもの安全が守られなくてはならない。住まいや子どもが過ごす場所での安全対策を進めるとともに、子ども自身が発達の程度に応じた安全教育を受ける機会を与えられることが必要である。

また、子ども、妊産婦、子ども連れ等すべての方が安心して外出し、施設等を利用できるようバリアフリーを推進するとともに、保護者の性別や子どもの年齢等に関

計画3部会での意見を反映した答申(案)

係なく子どもを連れて外出しやすいまちとなるよう施設等の整備を進めることが望まれる。

(4)多様な居場所と交流・体験の支援

居場所を持つことは、自己肯定感の形成などにも関わる要素であり、すべての子ども・若者が、場所や時間、人との関係性を含めて、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりが求められている。多くの子どもの居場所となっている児童館や子ども会等の既存の事業についても、子ども・若者のよりよい居場所となるよう取り組まれない。

少子化や家庭環境の多様化、新型コロナウイルス禍での行動制限などにより、子どもの体験・交流の機会が減少傾向にある。遊びや体験活動、さまざまな年齢の子どもや地域の大人との交流を通して、子どもたちは主体性や社会性を身につけていくことや、自分に合った居場所を見つけることができる。子ども・若者がそれぞれの状況に応じて、多様な体験や交流ができ、自分の居場所を持つことができるよう、地域資源も生かした機会や場の提供が望まれる。

保護者の就労状況の変化等により、放課後施策に対する市民ニーズは高まっている中で、放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、小学校年齢期の放課後の居場所の充実が喫緊の課題である。子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができるよう、質の確保にも十分留意しながら、放課後施策の拡充に取り組まれない。

(5)子ども中心の学びの支援

市立小・中学校での不登校児童生徒数が増加しているが、すべての子どもに学ぶ権利があり、一人ひとりの状況に応じた学びの機会が保障されなければならない。「民間オンライン学習プログラム」や、中学校で実施されている「校内の教室以外の居場所づくり」などの取組について、引き続き丁寧に推進されたい。

また、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化など、学校を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の長時間勤務が常態化するなど、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築しながら、多様な学びの場を確保するなど、子どもの学びの充実に向けた環境づくりを進めていく必要がある。

(6)子ども・若者の未来の応援

子どもたちが自分らしく生きるためには、子ども・若者が今だけでなく、将来の見通しを持って夢や希望を持ち、その希望が叶えられるよう支えられることも重要である。子ども・若者が自分の適性等を理解した上で、進学や就職、結婚、妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントに係る選択を行うことができるよう、ライフステージに応じたキャリア形成やライフデザインの支援が望まれる。

また、働くことや家族を持つことには多様な価値観や考え方があることを大前提

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

として、子ども・若者がどのような選択をしても、その決定が尊重され社会全体で応援されるよう、社会機運を醸成していくことも求められる。

(7)安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

安心して子どもを生み、育てるためには、子どもが生まれてからだけではなく、妊娠前から妊娠期、出産、子育て期へと切れ目なく支援を行っていく必要がある。妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談支援につとめるとともに、これから親になる人への子育てにかかる情報提供を充実させることは、虐待防止の観点からも重要である。

支援にあたっては、保護者それぞれの状況に合った情報提供とともに、きめ細かくフォローできる伴走型の相談支援体制が求められている。相談窓口については、ワンストップで相談できることが望ましいが、それが難しい場合には、相談機関同士で役割分担と連携を行うことができる仕組みづくりが必要である。

さまざまな支援を通して、保護者が安心感を持って子どもを生み、育てることに向き合えるよう取り組まれない。

(8)経済的負担の軽減

子育てに経済的負担を感じたことのある保護者の割合は、平成30年度調査39.4%から令和5年度調査44.1%と4.7ポイント増加している。また、市の経済的な支援の充実に満足していない方が、特に就学前の子どもを持つ保護者で平成30年度調査24.6%から12.9ポイント増加し、37.5%となっている。

経済的支援においては、子ども医療費自己負担額の助成制度など評価できる取り組みもある。一方で、物価高騰や教育費負担の増加等により子育て家庭での経済的な負担感が増しているとともに、所得制限により助成・負担軽減制度を利用できない子育て家庭での不満が高まっていることが推察される。

経済的負担を理由とした子育て家庭の困難感を軽減するよう、引き続き経済的支援を必要とする家庭への切れ目のない助成や負担軽減に取り組むとともに、子育てにかかるさまざまな支援があるということを積極的に広報していくことも必要である。

(9)地域全体での子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、身近な人から子育てに関する支援を受けることが難しい状況にある。子育てすることへの悩み・不安を抱え込んでしまうことのないよう、子ども連れの保護者が出向きやすい身近な場所で支援が受けられる体制が必要である。あわせて、孤立感の解消がはかれるよう、他の子育て家庭と気軽に交流できるような工夫も検討されたい。

地域、団体、企業等にも子どもや子育て家庭への理解を促し、協調しながら支援に積極的に関わってもらえるよう、地域が子ども・子育てを温かく見守り、地域全体

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

で子ども・子育てを支えていくという意識の醸成も必要である。

(10)ワーク・ライフ・バランスの推進

働いていた母親のうち出産前後(それぞれ1年以内)に仕事をやめた割合は平成30年度調査55.3%から令和5年度調査36.4%と大幅に減少しており、出産後も仕事を続ける女性が増えてきている。育児休業を取得した父親の割合(父母ともに取得した場合を含む)は平成30年度調査2.5%から令和5年度調査12.9%と増加している。男女ともに育児休業を取得しやすい環境とともに、子育てしながら就労する人が柔軟に働くことのできる環境を整えていくことがより一層必要となっている。

一方で、教育を含む子育てを主に行っているのが母親である割合は平成30年度調査78.9%から令和5年度調査69.4%と減少しているものの、依然として母親に偏っている状況がある。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることによる、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの不満が解消されるよう、子育て家庭のみならず、地域や企業等を含めた社会全体の意識を醸成することも求められる。

(11)質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

少子化の進行に伴い、保育所等利用申込者数の伸びは鈍化傾向にあり、教育・保育に係る市民ニーズは量の拡大から、これまで以上に質の向上へと移行している。また、働き方の多様化による休日保育や延長保育の利用者の増加や、配慮が必要な子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの期待はさらに高まっている。必要な量を確保するとともに、利用する子どもが安心して過ごすことができるよう取り組み、保護者にとって分かりやすく利用しやすい仕組みづくりが求められる。

名古屋市内の幼稚園や保育所等を利用するすべての子どもの育ちを支えるためには、施設類型を問わず教育・保育の質が担保されるよう、教育・保育施設における子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なガイドライン等を策定するとともに、ガイドライン等を踏まえた評価・改善の仕組みづくりが望まれる。

教育・保育の質をより高めていく上で、教育・保育を担う人材の確保と一人ひとりの資質や専門性の向上は必要不可欠である。すでに取り組まれている保育士確保対策をより一層進めるとともに、離職防止につながる取り組みなどを通して、よりよい働き方が実現できる仕組みづくりも求められる。研修が日々の教育・保育に直接的につなげられるよう地域単位で実践的な研修を行うほか、オンライン研修等の受講しやすい工夫を行うなど、研修の充実をはかることを通して、質の向上につなげられたい。

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携・接続を通して、めざすべき共通の資質・能力が一貫して育まれることが重視されている。円滑な幼保小接続のためにどのような取り組みが必要であるのか、関係部局間で連携・共同し検討されたい。

1 (12)社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

2 ニート、引きこもり、不登校など困難を有する子ども・若者の問題に対しては、「子
3 ども・若者総合相談センター」を核とした支援の充実がはかられているところである
4 が、深刻な相談が増加しており、1件ごとの対応に相当の時間を要しているとともに、
5 支援員の負担も大きくなっている現状から、組織的に対応することができる体制づ
6 くりなど対策を講じていくことが必要である。

7 働くための能力を身につけても、本人の特性から就職に至らない若者や意に沿
8 わない短期離職を繰り返す若者もいる。そういった若者が自身の特性を活かして
9 働くことができるよう、一人ひとりの特性や状況に応じた就労支援や企業とのマッチ
10 ングを丁寧に行うとともに、支援の有効性について企業をはじめとした社会の理解
11 が促進されるよう周知に取り組むことが求められる。

12 (13)障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

13 市民に十分な情報を提供し、障害や発達に特性のある子どもについて正しい理
14 解を促すとともに、障害や発達の特性の有無に関わらず、安心して共に暮らすこと
15 ができる地域づくりを進めるため、保育所や学校等におけるインクルージョンを推進
16 されたい。

17 発達障害への認知の高まりや子育て環境の変化などにより、子どもの発達につ
18 いて不安感を抱く保護者が増えている。まずは保護者の不安感を受け止め、育児不
19 安の段階から支援をしていく必要がある。

20 子ども発達支援のニーズは高まっており、地域療育センターの体制を拡充すると
21 ともに、幼稚園・保育所や放課後児童クラブ等のバックアップを行うことなどにより、
22 それぞれの子どもが置かれた環境やライフステージに応じて、子ども・子育て支援の
23 一般施策と一体的に子ども発達支援が切れ目なくなされることが望まれる。

24 また、医療的ケアや専門的支援が必要な子どもが安心して地域での生活を送れ
25 るよう、適切な支援を提供するため、関係機関の連携体制の強化に取り組まれない。

26 (14)虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

27 子どもの虐待相談は高い水準で推移している。不適切な養育につながる可能性
28 のある家庭、子どもの SOS をできる限り早期に把握し対応するため、福祉・保健・
29 教育分野を担当する部署の連携を強化するとともに、相談体制や専門性を充実さ
30 せていくことが重要である。

31 未然防止の取り組みとして、これから親になる人も含めて、さまざまな場面で子
32 育てを学ぶことができるよう、オンライン講座や動画配信など、子育て世代により身
33 近な手段での情報や機会の提供を工夫されたい。

34 ヤングケアラーについては、子どもの権利の観点からも重大な問題があるが、子
35 ども自身や家族に自覚がない場合もあり、周りの大人も気づきにくい。子どもや周
36 囲の大人が気づくことができるよう、理解・認識を高めるための広報・啓発により一

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

層取り組むとともに、ヤングケアラーが気軽に相談できる仕組みづくりが必要である。ケアを行う子どもを把握した場合には、子ども本人の気持ちにも配慮しながら、必要な支援につなげることが求められる。

(15)社会的養育が必要な子どもへの支援

児童養護施設等においては、被虐待や障害等の多様な困難を有する子どもを受け入れている状況があり、そうした子どもを受け止めることができるよう、施設職員の専門性の向上とともに、1人ひとりに合わせた対応が可能となる環境整備が望まれる。

社会的養育を必要とする子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭的な養育環境で育てられることが望まれていることから、里親やファミリーホームの充実が求められている。登録里親数の増加に伴い、里親が安心して適切な養育ができるよう日頃からの支援も重要となっており、児童相談所や児童養護施設等の連携による支援や里親支援センターの設置などによる里親支援の体制強化が必要である。

また、社会的養育を受けていた子どもは、大学等進学率の格差などに表れるように、進学や就労、自立した生活を営む上で、さまざまな困難に直面している状況がある。自立に向けた支援を進めるとともに、進学・就職した後のフォローアップの充実につとめる必要がある。

(16)ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

令和5年度に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査によれば、母子世帯の母親の約 9 割が就労している一方で、就労形態としては非正規雇用の割合が高くなっている。母子世帯の平均年間世帯収入は317.9万円であり、平成30年度と同調査における母子世帯の世帯年収は319.3万円であったことを踏まえると、ひとり親家庭の経済的な厳しさは依然として深刻であると言える。ひとり親家庭の経済面での課題は、子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持っており、ひとり親家庭に対する経済的支援とともに、より収入が高く安定した就労を可能にする支援が必要とされている。あわせて、子どもに多様な経験をする機会を提供するなど、貧困の連鎖を断ち切るための支援にも引き続き取り組むことが求められる。

ひとり親家庭への相談支援はこれまでも行ってきたところだが、ひとり親世帯等実態調査によれば、名古屋市の施策等で期待することでは「相談事業の充実」がもっとも多くなり、ひとり親家庭の保護者が相談支援につながることなく孤立している状況が懸念される。ひとり親家庭に対して必要な支援が確実に行き渡るよう、わかりやすくきめ細やかな情報提供につとめるとともに、さらに積極的な相談支援に取り組まれない。

また、子どもにとっての不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保や安全な親子交流のため、離婚を考えている時期など早い段階からの相談支援や取り

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

決めの促進について、引き続き周知につとめることが必要である。

(17)いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であり、未然防止に取り組むとともに、事態を深刻化させないために早期に発見し、組織的な対応を行うことが非常に重要である。

名古屋市の児童生徒 1,000 人あたりのいじめ認知件数は、平成 30 年度には 14.5 であったところ、令和 4 年度には 43.9 と大きく増加している。いじめの対応にはまずいじめを認知することが必要であり、さらに積極的に認知し早期対応するため、子ども一人ひとりとふれ合う時間が確保できるよう教員の多忙化解消に取り組まれない。加えて、なごや子ども応援委員会との連携が十分に機能するよう、活用方法の研修を教職員に対して実施することも必要である。

子どもへのスマートフォンの普及などに伴い、SNS 上の誹謗中傷など、いわゆる「ネットいじめ」も増えていることから、情報モラル教育の一層の充実も望まれる。

(18)外国につながる子どもとその家庭への支援

市の国際化が進む中、外国にルーツを持つ子どもや長期の外国生活を経て帰国した子どもなど、外国につながる子どもが増えている。外国につながる子どもは母語や文化の違いなどから、孤立しがちであったり、生活に適応しづらかったりする。外国につながる子どもが日本での生活に適応し、希望するキャリアを選択できるよう、言語的・文化的背景の違いに配慮しながら、日本語指導や生活・学習・就労の支援などを行うことが必要である。

外国につながる子どもの保護者の中には、日本語を理解できない人もおり、相談窓口や支援制度などの必要な情報が十分に伝わっていない場合や、子どもがやむを得ず通訳をしている場合もある。子どもが安心して生活できるよう、保護者に対して、子育て支援や教育制度、相談窓口等に関する情報を多様な言語・手段で提供することがより一層求められる。

(19)子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

調査結果によると、生活レベルが「やや苦しい」「かなり苦しい」と感じている子どもは自己肯定感が低い、大学進学希望が少ないなどの傾向が見られた。子どもの貧困は、心身の健康や進学の機会、学習意欲等に影響を及ぼす深刻な問題である。子どもの健やかな育ちを保障するには、子育て家庭の経済的基盤を支えることが必要不可欠である。

子ども・若者がその環境にかかわらず、能力や可能性を伸ばして、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習や体験の機会を提供するとともに、多様な進路選択を可能とする支援も望まれる。

生活困窮状態にある保護者の安定的な経済基盤を確保するため、所得の増大や

計画3部会での意見を反映した答申(案)

職業生活の安定、子育てと両立できる就労に向けた職業訓練と就職の支援も必要である。

貧困の連鎖を生じさせないために、将来にわたる子どもの貧困の解消に向け、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を充実していくことを期待する。

(20)子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合は、平成30年度調査31.5%から令和5年度調査26.7%と4.8ポイント減少している。また、18歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいて、子どもを取り巻く環境に関心がある市民の割合は、平成30年度調査76.3%から令和5年度調査71.6%と4.7ポイント減少した。子どもや子育て家庭が社会の中で安心して過ごすことができ、多様な支援制度を気兼ねなく利用することができるよう、子ども・若者・子育て家庭を社会全体で見守り、応援する機運の醸成が求められる。子どもや子育てに対するポジティブな意識を社会で共有するような広報・啓発を充実させるとともに、公共の場において妊産婦や子どもを連れた家庭に配慮する案内や施設整備を実施するなど、市民生活の中で理解を促進する取り組みも工夫されたい。

子どもの権利条例がめざす「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」の実現に向け、名古屋市が子ども・若者・子育て家庭を応援していることが当事者だけでなくすべての市民に伝わるよう、メッセージを強く打ち出していくことも望まれる。

2 事業

施策の推進に資する事業を適切に実施されたい。

3 進捗管理

計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会に意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、総合計画等に反映させることができるよう、仕組みを工夫することも期待される。

V 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成することが必要である。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、調査結果を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」においても、その方向性を同じくすべきものであることから、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。

子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の趣旨を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うようつとめるとともに、発達段階に応じた子どもとの関わりを支援することが必要である。また、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることや人材を育て、いかしていくことも重要であると考ええる。

こうした点を踏まえ、名古屋市が定めた支援事業計画が確実に実施されるとともに、その評価・検証を行い、ニーズに的確に対応していくことが必要である。

注：特に記載のない名古屋市が実施した調査の結果については、「令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」を示す。

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

1 参考資料

2 1 検討経過

会議等	開催日	議題等
第1回 子ども・子育て支援協議会	令和4年 6月13日	・次期子どもに関する総合計画策定に係る準備について
第1回次期計画準備・調査部会	8月30日	・次期計画準備・調査部会について ・わくわくプラン 2024 策定時からの新たな課題について
第2回 次期計画準備・調査部会	10月19日	・次期計画における基本的な考え方(案)について ・子ども・若者・子育て家庭 意識・生活実態調査について ・次期計画に係る部会構成について
第2回 子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第3回 次期計画準備・調査部会	令和5年 1月20日	・第2回部会の概要について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の設置について
第3回 子ども・子育て支援協議会	2月3日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第1回総合計画策定部会	4月28日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の役割について ・次期子どもに関する総合計画策定スケジュールについて ・次期子どもに関する総合計画策定の方向性について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について 【教育・保育計画部会のみ】 ・今後の保育施策のあり方検討について
第1回 子ども・若者計画部会	5月22日	
第1回教育・保育計画部会	5月22日	
第1回子育て家庭計画部会	5月25日	
第2回教育・保育計画部会	7月14日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第1回 子ども・子育て支援協議会	6月7日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の検討状況について

3

4

5

6

計画3部会での意見を反映した答申(案)

会議等	開催日	議題等
第3回教育・保育計画部会	9月7日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について
第2回子育て家庭計画部会	10月13日	・子育て支援団体からのヒアリング及び意見交換 ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第2回子ども・若者計画部会	10月20日	・子ども・若者支援団体からのヒアリング及び意見交換 ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第2回総合計画策定部会	10月24日	・計画3部会における検討状況等について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について
第4回教育・保育計画部会	12月11日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回子ども・若者計画部会	12月15日	・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回子育て家庭計画部会	12月19日	・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回総合計画策定部会	12月26日	・計画3部会における検討状況等について ・次期子どもに関する総合計画のめざす姿と成果指標について
第5回教育・保育計画部会	令和6年1月29日	・子育て世帯からのヒアリング及び意見交換 ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月13日	・諮問 ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について
第4回子ども・若者計画部会	4月22日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について

計画 3 部会での意見を反映した答申(案)

会議等	開催日	議題等
第4回子育て家庭計画部会	4月25日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について
第6回教育・保育計画部会	4月26日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第 4 回総合計画策定部会	5月14日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について
第 1 回子ども・子育て支援協議会	6月10日	・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について

1

2 2 なごや子ども・子育て支援協議会 委員 (令和 4 年 6 月13日～)

3 会 長 平石 賢二

4 副会長 門間 晶子

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
鈴木 潤子	名古屋市子ども会連合会				
浅野 香代子	(浅野委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
杉江 不二子	公募委員				
蛸沢 光	(蛸沢委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
大熊 宗麿	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会				
大橋 勝	名古屋人権擁護委員協議会				
小笠原 孝三	(小笠原委員 令和5年5月17日～ 委員交代)				
加藤 章一	名古屋市区政協力委員議長協議会				
門間 晶子	名古屋市立大学大学院看護学研究科	○		◎	
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				
木下 孝一	特定非営利活動法人 CAPNA (小久保委員 ～令和4年8月31日)			○	
小久保 裕美	(木下委員 令和 4 年9月1日～ 委員交代) (小久保委員 令和5年5月12日～ 委員交代)			○	
鬼頭 菊恵	名古屋市社会的養育施設協議会		○		
久世 康浩	愛知県経営者協会			○	
河野 莊子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	○		
古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会			○	

計画3部会での意見を反映した答申(案)

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授	○			◎
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
鈴木 敏	公益社団法人愛知県防犯協会連合会				
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会				
瀧川 紀子	(瀧川委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
田添 千裕	名古屋市立小中学校 PTA 協議会			○	
服部 忠夫	一般社団法人名古屋市医師会				
立松 康	(立松委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
近藤 明代	名古屋市地域女性団体連絡協議会				
谷口 ますみ	(谷口委員 令和4年9月1日～ 委員交代)				
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	◎		
西淵 茂男	名古屋市教育委員会				
中谷 素之	(中谷委員 令和4年9月1日～ 委員交代)				○
竹内 秀明	名古屋商工会議所				
加藤 学	(加藤委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
田中 利直	(田中委員 令和5年5月22日～ 委員交代)		○		
名畑 里奈	(名畑委員 令和6年4月12日～ 委員交代)		○		
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会				
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
蒔田 健吉	愛知県警察本部生活安全部少年課				
水野 真理子	公募委員			○	
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟				
村松 千里	(村松委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
山田 恭平	特定非営利活動法人こども NPO		○		
山谷 奈津子	愛知県弁護士会				○
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
竹内 賢一	名古屋市立高等学校 PTA 協議会		○		
渡辺 優子	(渡辺委員 令和5年5月12日～ 委員交代)		○		

計画3部会での意見を反映した答申(案)

1 なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員(令和4年6月13日～)

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
岩下 伸弥	厚生労働省愛知労働局職業安定課				
金武 和弘	なごや若者サポートステーション				
阿部 路代	名古屋市立小中学校長会 (笹口委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
笹口 真					
舟橋 寛	愛知県労働局就業促進課 (澤田委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
澤田 圭紀					
安藤 久美子	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会 (白井委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
白井 元規					
橋本 大輔	名古屋法務局人権擁護部 人権擁護専門官 (令和5年5月15日～)				
星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会				
加藤 裕司	名古屋市立高等学校長会 (水野委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
水野 基行					
加藤 義人	岐阜大学工学部 (令和5年4月24日～)				○
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会 (令和5年4月24日～)			○	
川瀬 正裕	金城学院大学人間科学部 (令和5年4月24日～)		○		
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部 (令和5年5月1日～)				○

2

3 部会欄について

4 ・部会の別

5 「総」次期計画準備・調査部会、総合計画策定部会

6 「子」子ども・若者計画部会

7 「家」子育て家庭計画部会

8 「教」教育・保育計画部会

9 ・所属委員

10 「◎」部会長 「○」部会員